

令和6年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

令和6年3月12日(火)

午前9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 9号 令和6年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第10号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第11号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第12号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 5 議案第13号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第 6 議案第14号 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第 7 議案第15号 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算について
- 第 8 議案第29号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君

13番 楠 圭介 君

14番 中 村 勘太郎 君

4 欠席議員（1名）

4番 朝 井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	北 川 善 一 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	宮 川 昌 士 君
総 務 課	長	吉 川 貞 夫 君
契 約 管 財 課	長	竹 澤 隆 一 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	多 田 和 憲 君
総 合 政 策 課	長	清 水 智 昭 君
住 民 税 務 課	長	原 武 史 君
会 計 課 参 事		池 端 時 枝 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課	長	江 守 直 美 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
えい住支援課	長	深 水 正 康 君
上 下 水 道 課	長	勝 見 博 貴 君
学 校 教 育 課	長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課	長	朝 日 清 智 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時01分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに16日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第9号 令和6年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第10号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第11号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第12号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第5 議案第13号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第6 議案第14号 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について～

～日程第7 議案第15号 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算について～

～日程第8 議案第29号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

○議長（中村勘太郎君） 昨日に引き続き、日程第1、議案第9号、令和6年度永平寺町一般会計予算についてから日程第8、議案第29号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算についてまでを行います。

これより第1審議を行います。

予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は、一般会計予算説明資料、各特別会計及び事業会計説明資料並びに各種主要事業の一覧をご用意ください。

一般会計予算の総括質疑は、課ごとの審議終了後、第1審議の終了前にお諮りいたします。また、第2審議に付したい案件については、課ごとの審議ごとにお諮りいたします。また、総括質疑の後にもお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農林課関係、一般会計予算説明書91ページから102ページを行います。

通告の回答を含めて補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） おはようございます。

それでは、令和6年度農林水産業の当初予算案の事前説明の補足説明と、通告をいただいたご質問についての回答をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、予算説明書92ページ右側、有害鳥獣対策事業をご覧ください。

持続可能な事業を行うための関係機関などの担い手は十分かというご質問でございます。全体的に有害鳥獣対策の関心は低く、特に非農家の方や若年層の関心低下が顕著なので、有害鳥獣対策に係る説明会や集落点検を積極的に実施し、地域と話し合いながら、有害鳥獣対策の関心向上に努めていきたいと考えております。

次、ネット柵補助対象地区はというご質問です。令和6年度は、要望のあった藤巻、市荒川、浅見が対象となります。

歳出、予算説明書93ページ左側、農業振興事務諸経費でございます。

主要事業個表39ページの永平寺町産いちほまれPR事業補助金では、アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会が中心に開催する、生産者による大都市圏でのPRイベントの会場費、材料費、広報費、参加者の旅費を補助するものでございます。

次、通告、事業目的の中、農産物等の生産者の支援と育成とはというご質問でございます。JA等の協議会活動や町の食育地産地消事業の推進を支援し、生産技術向上等や情報共有、小規模農家等の生産意欲の向上を図るものでございます。

特産物の周知、販売等、新製品の開発等の推進とはというご質問です。町単の

地域振興作物・推奨作物支援事業や、大規模な場合は、国や県の補助事業の活用を検討しております。

次の通告です。水稲作付け水田の利活用とは、水稲作付け以外で水田を利活用するもので、米以外の作物の食料自給率が低い小麦や大豆、野菜を作付するものでございます。

安全・安心な環境に配慮した農作物とは、慣行栽培に対しまして、化学肥料、化学農薬を5割以上削減している特別栽培農産物です。化学肥料、化学農薬を全く使わないものが有機栽培農産物になります。

次の通告、国の戦略作物と町の地域産振興作物とは。国の戦略作物とは、麦、大豆、加工米、米粉用米等です。町の地域振興作物は、タマネギ、ニンニク、ニンジン、スイートコーンです。

次、合併前からの地域特産物の作付け補助等の予算はあるのか。これにつきましては、継続して水田農業構造改革補助金の中で支援をしております。

次、永平寺テロワール推進事業とは。文中、精米にも積極的に取り組むとは。事業費38万2,000円の使途と、事業の目指すところは何かというご質問でございます。永平寺テロワール推進事業の概要と目指すところは、一般質問でお答えさせていただいております。また、令和6年度は、農業者指導による酒米の生産振興に係る、準備段階の会議や調査費、先進地視察への支援として、報償費、旅費、需用費、消耗品費、使用料及び賃借料を計上してございます。

次、地産地消補助の内容、積み上げはということです。直売所及び道の駅等に出荷された農産物加工品等の売上高の2%を補助するもので、過去の実績をベースに予算計上をしております。

次、歳出予算説明書93ページ右側、米需給調整円滑化事業をご覧ください。いちほまれの里と本町農業が位置づけされた要因はというご質問です。もともと永平寺町では、通常のいちほまれより付加価値の高いれんげ米いちほまれや、特別栽培米いちほまれを中心に作付けをしていたことによるものです。

次、生産者がいちほまれの宣伝費を、負担しなくてはならないのか。いちほまれの押し出すとしたのは県JAであり、県ではないのか。だからこそ、生産、出荷の厳しい条件を、生産者に押しつけているのではないかというご質問です。アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会の中で、生産振興に際する問題点として、生産者が負担するPR費が挙げられたことを受け、今回、支援を予算化させていただいております。

次、94ページ左側でございます。担い手育成事業でございます。

新規に計上された担い手育成事業、地域農業担い手機械更新支援事業補助金は、営農継続に必要。継続、拡充はというご質問です。継続、拡充については、要望件数や今後の国及び県補助事業との兼ね合いを見ながら検討してまいります。

次の、10年の条件、どれだけが対象になれる。農業の機械更新はかなり長いスパンか、突発的か。機械の償却年数は最長でトラクターの8年、それ以上を求めるのはどうか。この条件だと、どれくらいが対象になるのか。それにスマート農機は1台どれくらいするのか。もっと広く農業者に対象を広げるべきではないのかというご質問です。農業機械の基本的な耐用年数は7年ですけれども、耐用年数を経過した機械を対象とし、地域計画の目標年と合わせて、10年とさせていただきます。認定農業者に限らず、目標値に位置づけられた10年後の地域農業を担う農業者が対象となります。スマート農業機械は機械によっても金額が異なるため、一概にはちょっと申し上げることはできないと思います。

次、通告、機械更新に係る支援はほとんどないのが現状である。複数者が同じ機械を購入し、200万掛ける2、補助事業400万円のような使い方はできるかというご質問でございます。これにつきましては、複数の農業者が1つの機械を購入する場合であっても、補助上限額は200万円となるということでご理解をお願いいたします。

次、各補助事業の相手先、件数ということでございます。農業機械補助事業につきましては、令和6年度は、認定農業者1名と農業法人1社分を計上してございます。環境保全型農業支援事業は、環境負荷低減につながる取組を実施している農業者さんを対象としております。新規就農者支援事業は、認定新規就農者1名を予算計上してございます。地域振興作物・推奨作物支援事業及び小規模農家営農継続支援事業、地域農業担い手機械更新支援事業につきましては、今後の要望により交付対象者を決定していくこととなります。多面的機能交付金事業につきましては、25組織に対して計上をしております。

次、97ページ左側、地籍調査事業をお願いいたします。

調査対象地域の選定方法はというご質問でございます。地元地区からの申請によりまして、事業概要を説明の上、関係地権者ほぼ100%の同意を得た上で事業をすることになります。

次、98ページ左側、町単土地改良事業をご覧ください。

古川排水は当時かなりの金を町単費でつぎ込んで完工したもので、本来ならこ

の部分は北部圃場整備事業のときに、こうしておくべきではなかったのかというご質問でございます。松岡清流地区の開発当時、古川排水路は、管理者が不明だったという様々な理由によりまして、改修事業ができなかったと推測をしておりますが、やっぱり当時にやっておくべきだったとは考えます。

次、101ページ左側、造林事業をお願いいたします。

主伐再造林の相手先など内容は。表示「2団体、15団体」と書いてある表示の場所はというご質問でございます。主伐再造林事業補助金、相手先はまだ決まっておりませんが、現在1件の相談を受けているところでございます。場所、内容は、地域森林計画区域内（林班内）で造林を実施する林業者に対しまして、再造林に要する経費の2分の1を補助するものでございます。2団体につきましては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業について、高橋・東古市地係と松岡吉野地係の2団体から要望を受けております。「15団体」と表記してございますのは、地域森林計画区域内で、区長、地域団体長及び事業者が実施します重要インフラへの被害未然防止のための、危険木伐採や除間伐に対する経費を補助する山ぎわ森林整備事業で、前年度の実績を参考に予算化したものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前 9時18分 休憩）

（午前 9時20分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 102ページの右側、水産振興諸経費についてなんですけれども、これのイベントの内容と効果、もし分かれば。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） イベントの内容と効果につきましてですけれども、まず女性の釣り大会、親子の釣り教室、あと釣具メーカーによります選手権大会、毎

年2社ほどの大会を九頭竜川中部漁協さん主催で開いております。効果といたしましては、九頭竜川がアユ釣りの全国的なメッカ、知名度が高いところから、やっぱり大会への参加者の人数はかなり多い。特に言えていることですが、女性の釣り大会につきましてはペアで全泊というような進め方も漁協さんのほうで協力をしていただいておりますし、そういったことで2年度、去年とおととしで2回の開催になりますが、本当に盛況であったことはもう記憶しております。

あと、親子の釣り大会、これにつきましては、将来の釣り客の確保というか、子どもさんにそういうことを体験していただくことで、九頭竜川に親しんでいただいて、将来も九頭竜川についての関心を深めるという意味では、やっぱりこれも町内外から親子の参加をいただいているところでございまして、効果としてはかなり有効なイベントになっていると考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） もうよろしいですか。ほかございませんか。

5番、清水君。

○5番（清水紀人君） 92ページ、有害鳥獣対策事業について、事業費が300万プラスとなっていますけれども、駆除される方というのが年齢も上がってきて、後継者もないということでよく聞かれる話ですけれども、やはり今回の計画でも580頭という計画を出しておりますし、これ今は大丈夫ですけど、これから先、駆除される方の確保というのは、協会なりと話はこういった形で進めておられますか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 議員さんおっしゃるとおりで、やっぱり高齢化が進んでいるというのは事実でございます。町としましても、資格の取得に関する助成はやっております。それで毎年、コンスタントにはないですけども、その資格の取得者を募って助成をしているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） こちらからのアプローチはしているけれども、協会さんのほうは積極的に働きかけをされているような形でしょうか。そこは踏み込むべきではないのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 県の猟友会のことをおっしゃっていると思います。特に今、県の猟友会でそういう会員の募集をしているか、ということについて確認は

してございませんが、そういう活動をしているということも聞いたことはございませんので、また確認はしておきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 93ページの永平寺テロワール事業であります。これ一般質問でさせていただいたので、分かってはいるのですが、要はこれ、今年度は38万2,000円で準備段階ということで、会議を開くということで町長からありました。

まずは酒蔵さんと、あと農業従事者、そして地域、この3者で会合を開いてということであったと思いますが、ある意味、2段階というところで目的が少し違ってきますよね。例えば酒蔵さんと生産者というのは、要はこれをブランド化して、そして6次化するという酒蔵さんの事業を中心に、その周辺の方々の産業が成り立つようにと、というようなことをやっていく準備をしていくということと、もう一つは、ほかの地域も含めて、新たな定住者、移住者も含めて、要はそこでもう少し付加価値をつけて、観光誘客とかそういうふうにしたいという、2段階あるのだらうと思いますけれども、そういうのを、第1段階の準備会を6年度やっていく、そして第2段階はそれに続いて、いつ頃からやっていくのかというようなことになるのかなと、思うのですけれども、そういう段階をつくりながら、準備していくという認識で、よろしいのかどうかというのを、お尋ねしたいと思います。

あと、いちほまれのやつですけれども、これは県とJAが永平寺を推奨というか、指定してくれたという認識でいいのかどうか、そのことによってどういう効果、どういう期待が出てくるのかということをお教えいただきたいな。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、永平寺テロワールにつきまして、実は酒蔵さんは技術がある、上志比のグリーンファームさんは、酒米の実績が実はあってそれなりの技術もあります。この中で、酒蔵ができたことによって60ヘクタールまで、酒米を増やそうと、その技術もあってそれをどんどん増やしていこうということです。それと、吉峰地区、そこには吉峰寺もあって、酒蔵さんのそういう古民家を改装したレストハウスみたいなのもオープンして、若い人が移住をして、そこでいろいろな体験宿泊所をしています。

実はその3つ、もうある程度技術とかいろいろある中で、そこをまずこの3つ

で結びつけていって効果を出そうと、そしてある程度その3つが進んでいく中で、例えばカヤックの皆さんも一緒にやっっていこうとか、そういうふうに進んでいく中で、最初は、もう技術があつて何となく連携ができているその3つを、より永平寺テロワールという形で、しっかり核として進めていって、そこから、第2段階かどうかは分かりませんが、まずはそこで何をやるか、どういうふうに進めていくか、今やりたいことに可能性があるかどうか、できるか、やるに当たっても、予算措置で補助とかがあるかどうか、そういったことをしっかりまずは決めてから、次のいろんな方々を、誘うというか連携を取っていくという形のほうが、いきなりだーっと大きくやって、あれもこれもあれもこれもとりますと結局広く浅くなってしまう、気づいたときには「あれ？」というときもある可能性がありますので、今、ゼロからスタートするのに、それぞれその3つにはいろいろなことがありますので、まずはその3つを中心に進めていくことが、いいのではないかなという中で、今こういうお話をさせていただいています。

ただ、この3者と町が入ってやっている中で、みんな、じゃ、ここも最初から入れておこうとか、ここもやっておこうと、そこは柔軟に対応していかなければいけない、というふうに思っていますので、またよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） いちほまれは、県と県JAによります、会名、ふくいブランド米推進協議会でしたっけ、そこが永平寺町をいちほまれの里に位置づけております。これにつきまして効果は、いちほまれ自体が福井県として、他県へ福井県のブランド米として売り込んでいるものでございまして、いろいろ意見はございますけれども、高付加価値というかが期待できることと、最近異常気象で高温が続く中で、やっぱり品種についても暑さに耐えられる品種を、全国で開発しているところでございまして、いちほまれはそういった意味で暑さにも強く倒伏にも強いという、品種であるということをお聞きしております。農業経営の収入的にも、そういう技術的にも効果的な作物ということを考えております。そういった意味で推進する価値はあると考えております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） テロワールですけれども、かなり今もう動いてはいますよね、個々でね。それを融合して、町長おっしゃったように、早い段階で協議しながら、動きながら改善していくことも必要なのかなと思います。ただ、そこで行政の役割をどうするかというところが一番大事なので、こういう事業、個体の事

業者が長く続けて、そしてそこでいろんな雇用が生まれるなど、いろんなことがあると思いますけれども、そういうようなことの下支えを、是非していただきたいなと思っております。

また、いちほまれのやつですけれども、その指定したところは分かりましたし、ブランド化をしていくということも分かりましたし、作付しやすいという、強いということも分かりましたが、その中で行政はどういうところを担ってやっていくのか、ということをご教示いただきたい。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 説明の中でも多少申し上げましたけれども、やっぱりこのいちほまれを推進していく上で、2点ほど農業者さんのほうから問題点として指摘をされております。1点は、PR費を作付する方が負担していること。あと、飯米を1割しか確保できないといったところが、作付けを推進していく上では大きな障害になっているというのは、皆さんの意見として承っております。

町としましては、アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会での話ですけれども、販米につきましては、県のほうに要望、意見をしているところでございます。同じように、PR費につきましては、町の単独費用で、生産者が負担しているPR費の2分の1を、今回の当初予算で計上をさせていただいております。

あと、6年度は、5年度もあつたのですけれども、生産者が大都市圏で福井県のいちほまれ、しかも永平寺産のいちほまれは、かなり評判がいいというところがございまして、直接生産者の方にそういう販売会に体験していただくことで、生産意欲を高めていただきたいというふうな、今年はそういうイベントに参加することも考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いちほまれ、東京のPRについては、実は東京でブランド米を専門に販売している、何店舗もやっているショップがありまして、そこにいちほまれブランドがあるのですが、それは実は永平寺町産しか置いてないです、そこに。そういったのをアドバンスファーマーの皆さんが、物すごく誇りに思って生産意欲も高まるということで、今年度はそういった店舗で農家の皆さんが直接そこに行って、このいちほまれを販売していただく。また、ほかのブランド米がどういう状況なのか、そういったのも併せて勉強しながらPRをするという、こういったのを今支援していこうと。

あと、飯米という話がありました。なかなか分かりにくいと思うのですが、実はいちほまれって、自分で作ってもう納めなくて、自分で家族とかいろんなところに「どうぞ」とか言って、自分で飯米にするお米が実は1割までという制限がありまして、そこを、生産意欲がなかなか湧かないというのがもうちょっとあって、自分らが作った米をみんなで食べたいという、そういった思いもありますので、そこを何とかならないかというのを、県のほうに今お願いしているのと。

もう一つは、このいちほまれ、農家の皆さんが販売するのに宣伝費として反2,000円負担をしています。その代わりに、どんどんこのいちほまれのPRをCMとかいろんなところでやっていただくわけですが、今回この里に認定されたことによって、町としてはその2,000円の半分、1,000円を応援しようということで100万円の予算を持たせていただいております。永平寺町でいちほまれを作ることによって、作りやすい環境を応援していく、また農家の皆さんもどんどんやる気になってもらって、何か誇りを持ってやっていただけるような、そういった環境を今回の予算では盛り込ませていただいております。これもアドバンスファーマーの皆さんと、関係者の皆さんといろいろ協議した中でこういうふうにさせていただいておりますので、またご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 93ページの農業振興のところと、それから担い手のところ、これは結構関連していると思いますし、主要事業でもそういうところが出ていると思います。ここの農業振興のところでは地産地消の支援補助金、これはいちほまれが主ではないでしょう。

それと、地産地消、要は当然いちほまれのメーカーもやっていますが、例えば地産地消のために、葉物であるとかタマネギであるとか、まあまあいろんな地域の作物と言われているものもそうですが、そこらあたりのところが結構200万の予定、補助ありますね。だから地産地消を、結局なかなか進んでないというのか、できてないように私自身はちょっと思っているのですが、そこらあたりのご説明っていうのか、お願いしたいと思います。

それと、環境型のこれは、ここを見ると、要は担い手のところで新しい取組の方を対象にという形で環境型、これですね。この説明書を見ると、たしか新規農業者の若手を育成するためとなっていたと思うのですが、これは大体何になるのかというのをちょっとお聞かせいただきたい。ここの94ページの負担金、補助

金のところで環境保全型農業支援、これやね。それなんかのところをちょっとお知らせいただきたいと思いますし。

それから、儲かるふくいととか、これは案外機械が、結構機械の補助が多いですけども、それとか地域振興作物、これは多分タマネギやらあれのことだろうと思うのですけれども、それとはまた違うのですか。そこらあたりの内容もちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まず1点目でございますけれども、地産地消の補助金200万円につきましては当然町内の作物をそういう出荷された方、葉物であろうといちほまれであろうと、いちほまれはあれですけど、米も出荷されている方がおられまして、そういった方、そういうものを全て対象にして、売上額の2%を助成しているというものでございます。

あと、環直、環境保全型の農業のことをですが、これにつきましては、町で一応協議会を立ち上げております。そこに加入される農業者さんで、そういう環境保全につながる農業のやり方を実践していただいたことに対する助成金を、例えば冬期間の湛水が温暖化ガスの発生を抑制することになる、そういう取組なんかがまずございます。

あと、秋起こしをするというのも農業の環境保全の取組に、項目はかなりたくさんあるのですけれども、永平寺町で取り組まれているので一番多いのが、多分秋起こしと冬期湛水かなと思っております。項目というのは本当にたくさんございます。そういった協議会で取り組んでいる農業者さんを対象に、国の補助金を交付するというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 例えば、この協議会に参加されているということですね、ここで言う環境型のところは。その協議会には参加されているというのは全農家さんという形ではないのか。じゃない。例えば農家の大体何割ぐらいいるとか、何かそんなのは分かりますか。そういうのをちょっとお知らせいただきたいと。

それから、地産地消のところは、先ほど言ったように、売上げに対して2%の補助をする。それはもう一律というのか、あまり作物は関係なく、それに対して出しているということですね。地産地消、いろんな形でのやり方あると思うのですけど、当然それもありますけど、町がある程度地産地消をやるということで、もうちょっと何か。よく学校給食等、全国的に見ると、学校給食を地産地消でや

るためにいろんな動きをしているとか、そういうふうな動きとか、地元で消費するためやっていると、そういうのが結構政策的に出しているところがあるので、例えば、全品目も当然あれですけども、そういうようなところがあればそういう考えもあるかということも含めてお知らせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 現在も地産地消で学校給食に使っているものがございます。永平寺町、園芸作物が数多くないということもありまして、タマネギは今そういうことで活用しているのですが、今後、学校給食での地産地消をもっと進めていくことで、農林課のほうでは今やり方を、そういう仕組みづくりを学校教育課さんとか、給食納入業者さんとか販売所さんなんかも含めまして、協議を進めているところでございます。6年度中に話を詰めていって、できれば7年度中にそういった仕組みをつくり上げられて、実践できればいいかなというふうに考えているところでございます。

先ほど申しました環直、環境保全型農業に係る協議会は、実はこれ農協主体の組織です。JA主催、随時加入できると思います。今現在は16名の農業者さんが加入してそういう取組をしております。取組で今言いましたのは有機農業ですね、有機農業とか堆肥を施用することとか、カバークロープという草のような、緑肥の施用なんかが環境保全につながる取組としてあるのと、あと中干しを長めにすると、先ほど言いましたように冬期湛水、秋起こしなどがそういう、環境保全につながる農作業ということで項目がございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど、ありがとうございます。

地産地消というのはね、私思っていたのは、当然今ほどの全ての作物に対して2%の補助をする、それも大事だと思います。それも大事だと思います。

しかし、例えば地産地消の中で、要はタマネギをたくさん作るとか、そういうことがあるのですが、例えば仮に一つ、例になるかは分かりませんが、例えば志比南小学校で給食をやろうとしたら、葉物をやったって余計要るわけじゃないですよ。当日、タマネギにしたってニンジンにしたって、余計使うわけじゃないですね、毎日。それならば、地元のところで使えるという、それが全国の中でも案外学校給食と連携した地産地消をやっていると、それはJA主体とか、それか出荷組合を主体にしながらやっているわけですね。

だから、今ほどご説明いただいたように、今年度中にその仕組みづくりを考え

て、7年度からその仕組みを行いたいと、私、非常にそれはいいことだろうと思います。そうすれば小さい地元のところでいよいよ、畑なりいろいろやっている人というのに、結構そういう面が出てくると思いますよ。要は、どんと出荷しなければいけないとかそういうものでないので、いけると思います。今のJAのれんげの里のところに出荷している方々がこっちにも出荷できるということも含めて、地元の出荷のところでぜひその地産地消をお願いしたいというふうに思っています。

それから、先ほどの環境型ですが、16名しか入ってない。そうやけど田んぼは16名以上でやっているわけでしょう、たくさん。個人も含めて。そしたら、その方々にもPRしながら、できれば秋起こしをお願いするとかできるわけでしょう。それは機械を持っている人が少ないから、今は結局個人で持っている人少ないから、その16というのは16団体ということかな。だから、例えばその生産組合がやっているよと、それぞれの地域で生産組合あるから、その生産組合が16入っているという判断をすればいいわけですか。例えば個人的にやっている方も対象になるわけですから、そこもぜひお願いしたいなというふうに思っています。

こういう回答に対してそういう意見を述べさせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地産地消につきましては、実はそういった取組、何度もチャレンジっております、地元の皆さんの。ただ、決められた日に決められた数を誰が持ってくるのか、もし持ってこられなかった場合はどうするのか。実はこれ何回かチャレンジもしているのですが、やっぱりそこが一つ大きくなってきます。

これから、じゃ、それをどうしたらいいかと考えたときに、これ福井県の給食のそこもちょっと調べなければいけないのですが、加工をしておいて、あるときに加工しておいて、冷凍しておいて使う。ただ、その場合も、今の小さい給食室、今の施設では結構無理なところがありまして、今回、また給食今やっていますが、そういった点でもこの給食の在り方を、どういうふうに進めていくかというのも、やっぱり議論していくことも必要だなと思っておりますので、またいろいろなどころでご意見を聞かせていただければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 農業の問題、本当に課題山積でなかなかと思いますが、最近有害鳥獣駆除隊なんかでは若い人たちが増えているなどというのは感想として言っておきます。

ちょっと永平寺のテロワール推進事業で、いわゆる個表38ページやったかな、精米にも積極的に取り組むというのは、率直に酒屋の精米というのは酒屋の専権やと思って、それを生産者がするという事ではないでしょうけど、そうやって書いてあるので、それだけは僕の質問ということにしましたが、ちょっと分からないところがあります。

いちほまれのPRですけど、大体米のPR費を特別に1反当たり2,000円っていうとかなり大きいですね、値段。1俵当たり250円でしょう。

それは本町が独自に補助するから、本町の農業者は2分の1になりますけど、大体今いちほまれってたしか1万トン行ってないですよ。7,000トンぐらいですか、県内で生産は。たしか、つい先年5,000トンぐらいでした。それでちょっと余りかかったというので、かなり安く出回ったことがあるのですが、いちほまれってその程度の生産量です。これだけ強化しているとはいえ。何で広がらないかということ、アドバンスファーマーの人たちはもうざっくり指摘されているわけですね。やったらいろんな制限があるから。

ところが、これ1万トンいかないぐらいの生産やったら、もう支援なくなったらほんで消えてしまうような品種ですって、幾らおいしいからって。

そのことを考えると、例えばコシヒカリは新潟が広めてくれたということがありますが、ハナエチゼンなんかも福井県でできました。隣の石川県の初売りの今は、あそこはひやくまん国ってできましたけど、石川県の米の新米の初売りはハナエチゼンだったですよ、ずーっと。視察に行ったら、広島県の三次というところの生産組合なんかは、ハナエチゼンで生産の基礎をつくっている。何と徳島県でも僕の友達がハナエチゼン作っている。そう広がっていったのは何か。生産者のおいしいって宣伝してくれるからです。分けた、そういう縁故米で出荷した人たちが広げてくれたからですよ。だから、それをたった1割しか自分のところで残せんのやというやり方していたら、それは幾らやったら増えませんか。だから支援がなくなった時点でなくなる品種です、1万トン以下やったら。福井県の7万トンぐらいの生産でも、本当にコシヒカリの産出量は非常に少ない。そこを考えると、本当に基本的に、机上でなしにもっと広がる方法を考えていかないといけないと思います。

ほんで、永平寺に目をつけたのは非常にいいことやと僕は思います。例えば、エルパの中に旧永平寺農協の直売所があるのをご存じですか。あれ始まったときは、もうこんなところへ出して採算が合うはずないって。今は1億弱ですよ、1年間の売上げ。僕らが理事やっているときに消極的な意見やったで、「3年間我慢して見てよう。向こうは福井市の農産物は要らない。永平寺の田舎の農産物が欲しいって言っていますよ」と。そういう戦略というのをやっぱりいちほまれもやっていかないと、なかなか難しいのでないか。それを町は本当に2分の1支援するというのは、僕は非常にいいことやと思います。これは励みになると思いますね。ただ、それでいろんな制限があって広がるかというのは、支援する側の行政も考えてほしいと思いますね。

あと、担い手事業の話ですけど、機械の更新って僕は10年単位やと思っているのですが、償却はもっと短いですね。地域計画の事例に合わせてしたと言いますが、それではスパンが長くて、今頑張っている人たち、もう消えかかっている人たちが利用できない制度です。10年っていうと若手しかできないですもん。僕らはもう、農業はしていても認定の中でも晩年ですよ、年でいくと。そうはいっても、僕は町のそういう補助を一つももらったことはないです。受けたことはないです。機械が合わない、期間が合わない、そんなことがあります。

だから、そういう意味では、機械の種類もいろいろ考えてしていかないと、スマート農業に使う機械って1台、どうですか、最低でも七、八百万から1,000万するのでないですか。トラクターで。コンバインに至っては1,500万円以下でないですよ、本当に。ベンツなんて目じゃないですよ。そういうところをするのでなしに、小さい農家も含めてもっと自由度のある支援をしていくことが大事ではないかということで、スマート農機というのは1台幾らぐらいですかと入れたのはそういうことです。町独自の補助金は非常にうれしいのですが、もう少し自由度があるといいなと思うところですね。

それは農業やっている人万人に対象が広がるということは、そんなにうれしいことはないと思っています。

あと、県営事業っていうのですか、あれの負担金の問題で古川排水の整備があります。高速のどこかあの辺からいわゆる間山までの、大方流れる量をもっと増やすためにするのだと思いますけど、町は、ここに北部圃場整備とあるのですが、北区画整理事業ですからね。北区画整理事業やったと思います、今の清流地区は。正式名称。そこの許諾条件の一つとして古川の排水を町独自で、当時1億2,0

00万ぐらいかけたと思いますね。改修しました。

しかし、それから向こうは、本来は土地改良区の仕事ですよ。ただしそれが主要河川ということになれば県、国がやるのですけど、全然県、国は、以前支援をしてくれなかったわけです。町の努力でこういう県営事業ですか、で進めるということになって、それは非常にいいことやと思うのですけど、そういう経過をもう少し語れる人もいるといいと思います。当時、町のこれを担当した人は、すごい前もっての交渉で、苦労したっていう話を聞いています。それでなければ清流地区の開発はなかったわけですから。そういうときに、そういう経過を見ると、町の負担というのはやっぱり大きいなと。町の負担割合書いてありますけど、そのことをぜひもう少し、そういう話で決まってきた以上はなかなかできんと思いますけど、その辺をちょっと考えていることがあればお聞きしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まず1点目、テロワールに関連するご質問の中で、精米は酒屋の専権かというのがありましたけど、実はこれ、農業の6次産業化という意味で生産から加工までできないわけじゃないので、今、グリーンファームという農業者さんですけど、やることで新潟のほうにも研修行っていますし、人的な問題も今後解決していかないと駄目ですけども、そういった意味でやろうとしておられます。このことについてはぜひとも、有効なやり方になると思うので支援はしていきたいと思っております。

それと、いちほまれについては、やっぱりブランド化ということで、県のほうが大事に今進めているところで、なかなか作付けが広がらないと思いますけれども、これもいつまでもということではないと、ちょっと漏れ聞こえているところでございますが、あくまでも正式に聞いている話でないので、とにかく県は大事に進めている所と思っております。

あと、担い手の機械更新につきましては、確かにおっしゃるとおりで、今現在一生懸命やられている方を残すことも一つの大きな目的です。

地域計画というのは、今やっている方に10年間やっていただくのは本当に大事ですけども、10年後までやってくれる方を今後育てていく事も大きい目的としてはやっぱりございます。そういった意味で、地域でいろんな話を皆さんでしていただいているのですが、ぜひとも担い手をつくってください、あと今ある担い手を活用してください、今ある担い手さんも後継者で悩んでいるので、皆さんがそこと一緒になってやっていただけると、その組織自体が先にも続けていけ

るという話をします。

やっぱり地域計画10年なので、10年間やってもらうことが農業者さんとして一つの大事なことという意味合いで、10年とさせていただいているわけです。

ただ、金元議員さんおっしゃるように、機械はもう10年以上、うまいことやると使えるけど、運が悪いともっと短いうちに駄目になるものですが、今はそういう目的で10年に設定をしていることをご理解していただきたいと思います。

あと、スマート農業機械も確かに高額です。でも、これについては担い手がない中で直進アシストとかそういうための、GPSなんかも県のほうが整備してくださっているので、活用すれば農作業の負担軽減になります、そういった意味では投資額は多少大きいですが、ぜひとも導入を進めていかなければならないと思っております。そのために、一部でございますけれども、町としても支援をしていくと、それを進めるための支援ということで、予算化をさせていただいています。

あと、古川排水路につきましては、議員さんおっしゃるとおりの過去の経緯があって、調整池自体は北地区の事業の中で造っているものです。開発行為によって余り水というか、雨水がそのまま流れ出るものを調整しながら、古川排水路に流すための調整池を造っているものです。流す先が古川排水路であったということで、当然この辺は併せて考えるべきものであるということで、先ほどの質問ではお答えをしたわけです。

当時、管理する側、福井市と永平寺町にまたがる排水でございますし、永平寺町だけが負担しなければならないものではない中で、福井市との協議調整もなかなか難しいところもあって、まずもって古川排水路、農業用排水路の管理者がいなかった、事業主体となる相手がいなかった状況で、そこまでの対応ができなかったものであったということを推測しております。

その後いろいろな、間山とかの地区の話の中で旧松岡町が投資した話は聞いておりますけれども、排水路の容量自体の改修は多分していなかったと思います。

それを2年か3年前の開発行為に合わせて、永平寺町としてその開発行為、大事な分岐点という考えがございまして、何としても進めたい中で古川排水路の容量の調査をしました。高速から荒川までの間が、基準を基に算定する水量を流すのには、ちょっと容量が足りないということが分かっての今回の事業で、当然、芝原水土地改良区さんもその話は何度もしまして、福井市とも協議をして、管

理者として受けていただくことでやっと事業が前に進んだという事で、負担金についても福井市と農地の面積と流域面積、山も含んだ面積でいろいろ協議を進めまして、改修の中身、事業の中身によって、永平寺町としても主張するべきところは主張して、福井市と話をして負担割合を決めたものでございまして、これについては本当に妥当な割合で協議ができたかなと、考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今一番の課題、農業だけではないのですが担い手不足が、やっぱり担い手がないから耕作放棄地が生まれて。じゃ、なぜ担い手が生まれなつか。人口減少というのが物すごく今大きなあれになっているのですが、もうかる農業にいかにしていくかという流れの中で、今回、永平寺テロワール、またいちほまれ、そしてニンニク、タマネギ、ピクニックコーン、ニンジン、こういった特産物、こういったことをいかにもうかるように持っていくかという中で、今回、永平寺テロワールとかいちほまれ、これ大きな流れになってくるなと思っております。

永平寺テロワール、さきの精米の話、大きい酒蔵さんは精米機を持っていたりしますけど、普通なかなか持ってなくて、どちらかというとJ Aとかいろんなところで酒米をオーダーして、例えば大吟醸ですとどれぐらいまで削るとか。ただ、それが大きくなればなるほど細かなオーダーができなくなる。大きい酒蔵さんはやっぱりそういったのを大切にしますので、自分らで精米機を持ってやる。

ただ、今回のこの、まだできるかどうか、可能性を今から探るわけですが、こういう農家がそういう機械を入れることによって、酒蔵とオーダーをしながら農作業が終わった後の期間を、そういった仕事に充てることができる、またその先に、例えば削った米の粉でまた違った加工品ができるかもしれない。こういった流れの中で、6次化とよく言われますが、実は究極の6次化が酒蔵。酒蔵というのは、ただ酒蔵は作っているだけじゃない、農業も一緒にやるということで、この究極の6次化、しかも販売先が海外です、永平寺町の酒蔵さんいろんなところで活発にやっていますので、今は上志比の酒蔵さんとの話ですが、行く行くは町内の酒蔵さん、またどんどんいろいろな酒蔵さんと結びついていくことによって、新しい一つの大きな6次化ができるということで、この永平寺テロワールは応援しています。

いちほまれにつきましても、さっきありました、やっぱり課題がある。これも私たち、アドバンスファーマーの皆さんと一緒に、この課題について、まずはこういう支援をしていこうと。多分この支援が今度、ほかの地域のいちほまれを作っているときに、永平寺町はこういう支援をしているのだから、こっちはどうするのかというので新しい動きが、うちのやり方によって反応が、化学反応みたいなのが起きればいいかなというのも思っております。猛暑の中でやっぱりこのいちほまれ、暑さに非常に強いということもありまして、そういった点でも普及をしていくのが大事かなと思っております。

今回、永平寺町がいちほまれの里というのをブランド化でしたか、県のブランド推進化に選んでいただいたのも、やっぱりこの永平寺町ブランドがあって来てくれたのですが、さらにこのいちほまれを永平寺町で作ることによって、またこの永平寺町の違ったブランド力もまた上がっていく、相乗効果が生まれるなども思っておりますので、今回この農林課、6年度については一つの大きな一歩を踏み出す年になるかなと思っておりますので、また皆さんのご理解をよろしく願います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 担い手支援ということで、機械の導入なんかは、いわゆる地域計画に左右されることなく、一人でも多くの人がやっぱり利用できるようにしてほしいと思います。それが将来の地域農業を担っていくことにつながるのなら、こんなにいいことはないと思うので、今ある制度をもう少し門戸を広げて、窓口を広げて利用しやすいようにしていただくといいのかなと思います。

前の農林課長、退職の前に言われたのは、いわゆる小規模農家が農業を支えている、生産組合だけでなしに、そういう農家をやっぱりきちっと守っていくことが大事でないかと最後の議会で言われたのを今でも私覚えていますけれども、それをぜひ町としても、町のいい制度をもう少し利用しやすいようにしていただく、機械の選定なんかも限定ということでもなしに、自由度があるといいのかなと私は思うところです。

古川の問題は本当に非常に大事なことで、そういうことをきちっと知っていていろんな交渉を進めていくことが大事ではないかと。あのときは県も何も協力してくれなかったということなんかもありましたから、そういう意味では今回はすごい前進だと。ただ、かかる事業費見るとびっくりするような金額で、そのうちの一部負担としても大きいなというのは思うところです。

いちほまれの話ですが、いちほまれについてはね、やっぱりみんなが作りやすい条件をつくっていくことも、普及の大きな力になると思います。そのプレミアムつけるために限定だけで行くのではなしに、作りやすさもきちっと、みんながこれなら作ってもいいなというような品種にしていくことが、一番大きい力になると思いますので、そこは十分、行政の支援について評価するとともに、そこはもう少し考えてほしいと思います。

ちょっと関連で最後に一つだけ、地産地消の問題で、たしか廃棄農産物なんかを学校給食等に利用できるようにするという話がありました。そうではないのですか、再利用できるような話というのは。ただ、学校給食等に使う農産物というのは、農産物って業者というか生産者を替えたからすぐに供給できるというものではないですね。何か月とか半年とか、米に至っては1年かかるという、そういうものですから、やっぱりきちっと逆算して先のことも考えていかないと欲しいときに欲しいものがない。計画栽培しておかないと駄目ですから、そこもぜひ頭に入れておいて進めてほしいなと思うところです。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 小規模農家の方につきましては、ずっと小規模農家向けの機械補助も継続してやっております。

あと、議員さん誤解されているのかなと思うのですが、今回計上した予算につきましては、制限、担い手であるとかいろいろ要件をつけているものでございませぬ。ただ、農業を10年間、地域の担い手として指定されてもらうことが条件になっています。

それと、いちほまれ、みんなが作りやすい条件が普及の基になる。これにつきましては、アドバンスファーマー永平寺ブロック協議会でやっぱり今後も担い手さんとかの打合せなんかで意見をもらいながら、県とかには当然話をし続けていくと思っております。

あと、地産地消について、今議員さん廃棄農産物とおっしゃいましたけど、規格外農産物のことかなと思います。規格外の農産物については全然問題なく扱える話でもございますし、今言っている仕組みにつきましても、そういったことを当然念頭に置きながら関係するところと、今話を進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 規格外農産物については、何度か給食で使おうという話もさ

せていただきました。ただ、仕入れたのをその日に調理しなければいけないということで、調理員さんのほうから、もう時間がないと、ちょっと曲がっているなど調理する時間がないということで、規格外のそういう農産物というものは今入られていません。先ほど上田議員のほうにありましたように、そういった農産物を集めて1年間通してできるように、カットをして冷凍保存をしてそういったことに利活用できる、そういった施設であったり仕組みであったりというのがやっぱり必要になってくるなと思います。

現時点では規格外、物すごくいい意見ですし、僕たちもそれをできないかということは何度もやりましたが、やっぱり調理、また調理室の関係でそれができないということがありますので、そういった点でこの給食、どういうふうに持っていか、いろいろ皆さんもこうやっておっしゃっていただけるといことは、課題に気づかれているということだと思いますので、これもまた皆さんと一緒に考えていきたいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 最後です。

担い手の問題で、農業って、退職後の担い手として雇い入れるという意味ではすごい以前は大きなものやったと思うんですね、退職後の人たちの再雇用という意味では。再雇用になるかどうかは分からないですけど。ただ、長野県の栄村へ視察に行ったときに、地域農業の担い手は農協職員と自治体、役場の職員やということをおっしゃって、僕はそうと思っています。

ところが定年延長でね、本当に割と元気のいい人が担い手に加わってくれるということが、本当になくなってきたのです。年金があるからそういう仕事もできるという条件がもうなくなりつつある。そこは本当に少し考えていかないといけないのかなど。国はね年金出るまでの間、定年延長していくという方針ですけど、それがやっぱり農業の衰退にもつながってくるのかな、ということでちょっと心配しているところです。

さらに、規格外の農産物の利用、僕はそのことを言っているのではないです。普通のものを作っている人たちのやつを規格外だけで一定の量が集まるということになると、普通に出荷している品物が学校給食で使われなくなる可能性もある。しかし、学校給食とかそういうところで頼まれて作らなあかんと思って計画的に作っている人たちは、きちっと受け入れる体制の下で規格外も使うというのは分かる。分かるでしょう。だから農業というのは本当にいろいろそういうスパンを

考えて計画的に生産しないとできないというのがありますから、単純に仕入れる先を変えるというやり方だけではやめて、ということを僕は言っている。そのことです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は、農家の皆さんから集まるのをまちづくり会社ZENコネクトが1回チャレンジしました。いろんな農家さんに声をかけて、それで学校給食にそういった加工とかいろいろ指導する。ただ、結局その農家さんがいついつ決められたまでに出せないとか、そういったのでなかなかできなくなって、今はみどり葉幼稚園とかいろいろ給食関係をいろいろサポートもする事業をやっているのですが、なかなかやっぱり採算性も厳しい。そういうまちづくりのために何かできればという取組もしていただいているのですが、いろいろそういうのも無理なところがやっぱりできているなど思っています、そういった点も含めてどうしたらいいか、多分、皆さんもまちづくり会社もいろいろ課題、なぜできなかったかというノウハウも持っていると思いますので、そこはしっかり聞いて次に進めていければなど思っています。

それと、担い手、本当に定年延長したことによって農家に帰っていく、70ぐらいになってから、やっぱり地域でいざとなったときにもなかなかという話もよくお聞きしますし、これまでそういった帰ってきた人が地域の担い手にもなっていた、農業を通じて帰ってきて、また農業でみんなと仲よくなっているのがあったのですが、それもなかなか今回、この人手不足の中で希薄になってきているということもあります。そういったので農業をどう変えていくかの、ちょうど今大事な食料・農業・農村基本法の改正もありますので、そういったこともしっかり見ながら進めていかなければいけないなど思っています。

ただ、この永平寺町、本当に光があるなど思っているのは、今回の永平寺テロワールにしても、アドバンスファーマーにしても、いろんな方々が現場からこれをやりたい、これをやっという、そういう声に来ていて、行政主導ではなしに現場からそういう声が上がってきているというのを、物すごく僕は喜ばなければいけないなど思っておりまして、そういう意欲のある農家の皆さん、まだほかにもいっぱいいらっしゃると思います。そういった方々をしっかり、金元議員おっしゃるように支援していける、そういった体制をこれからも引き継ぎしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 僕は農業をやっている立場としても頑張らなければいけないと思うところですね、いい年になっていますけど。ただ、機械を替えたいというのは意欲の表れやという見方もやっぱりきちっとしてほしいと思います。そうでなきゃもう機械は買えませんって。そのことだけ、ぜひ理解してほしいなと思っています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

清水君。

○5番（清水紀人君） すみません。金元議員の後で申し訳ないですけども、機械更新に係ることで200万掛ける2人の400万補助はできないかということの関連で質問させていただきます。

その担い手が来られて、例えばほかの方から任されるということがあると思うのですけれども、その場合に、一枚一枚田んぼがあってそこを機械で入ってまた出て作業されていくということなのか、補助金でも規模拡大という意味でのことでもちょっとお聞きしたいのですけれども、一枚一枚を、あぜを取っ払って、面積の効率化を図って作業される傾向にあるのか、やはり昔どおり、1回作業されて道に出て、また次の田んぼに入っていくというような従来ながらの作業されているのか、ちょっとそこを教えていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 現在、やっぱり土地改良事業は行っているところはないです。面的な整備はないです。したがって、事業的に大区画化していることはないのですけれども、一部の農業者の方で平坦なところの2枚の田んぼなんかやと、あぜを取って効率化を図っている方もおられます。ただ、やっぱり基本、あぜで1筆ごとに耕作をされている状況であると思っております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと通告外ですけども、その他ということで100ページの林業関連のところの質問であります。森林経営管理制度に向けての意向調査ということで約300万計上されています。少し大きい数字と思っているのですけれども、これ今回は永平寺中地区を調査するというので、今までも調査した結果も含めて森林経営計画を策定するというのでありますが、これで最後の意向調査なのか。

それと、森林経営計画策定というのは町が主体となってやるということでしょうか、それとも森林組合等がやるのでしょうか。

それと、あわせて浄法寺山の地滑りの対策について計上されておりますが、この地元説明会を3月中に行うということでありますが、それはもうされたのでしょうか。されたのならどういう状況やったのかもお聞きしたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 森林の意向調査につきましてはまだ、松岡地区が終わって、今年、来年、永平寺地区でやる、その先にはまた上志比地区がやるということでございます。森林計画につきましてはその地区ごとに計画を策定する。要は、その計画の中で森林組合、森林事業者がその地区の林業整備を業として請け負えるかどうかの判断をしながら、林業者がこの地区の森林整備は採算が取れるかどうか、そういうものであれば請負契約を地区と森林事業者さんが結ぶことになります。で、計画を策定することになります。事業者が請け負えなかった分については、町がまた改めて業者に業務委託して森林整備をしていく、中身を検討しながらどこをどういうふうにやっていくかというのを検討しながら進めていく。そのためには上志比までの意向調査が全部終わった後に、そういう町がやるべきところの計画を立てる必要があるのかなと今考えております。

今ずっと進めているというのは、意向調査が終わってある程度、一団の林地で整備を任すことができる場所、事業者が受ける場所については順次森林整備計画を進めていることになります。よろしいですか。調査をしながらやれるところから進めていって、最後にできないところは町が計画を立てるという流れを考えております。

それと、浄法寺山の地滑り対策についての説明会は先日、日曜日、まず地権者の方に来ていただいて説明会を行いました。あと、この先、4月中ですけれども、今度は所有者さん皆さんに、この事業の同意書と説明資料を郵送させていただきまして、改めて説明会を開催する予定でおります。一応、北地区振興会さんのほうでも内容の説明、事業の説明はこの間終わっております。あとは事業の同意取得のための説明会を今後開催する予定でおります。

○町長（河合永充君） 地滑りの説明会でどんな意見があったか。

○農林課長（黒川浩徳君） その説明会の中でほぼ聞いていただくことばかりで、理解を求めるような話で、意見としては、やっぱりずっと言われていますように、いつまでこの事業がかかるのかとかいう話、質問が主です。言うと、現状がやっ

ぱり地滑りが止まってない状況を皆さんも確認しておりますし、不安な声はお聞きしております。

あと避難、実際被害はどこまでのことを想定しているのかというようなご質問もございましたし、最悪のシナリオを説明して、こういうことで説明しているからこの事業が必要だと説明をして理解をいただいて、特にそのことについての質問とかはいただいております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 休憩します。

（午前10時30分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

それでは、引き続き農林課関係でございますけれども、あらかたの質疑は終わりました。

その他質疑がございましたら、挙手をもってお願いします。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、再度質問させていただきます。

先ほどは農業でしたが、林業のほうでお願いします。101ページに造林業で私質問出していますので、それについてお願いいたします。

ここに主伐の造林助成金300万、1団体というふうにしたしかお答えあったと思うのですが、多分これは森林組合がやっている形で、それぞれの山を切り開きながらそれを、道をつけてそこを、要は間伐も含めてやって行くということで、当然そこには多くの地権者の方が絡んできます。それで大体そこらあたりをするということになれば、地権者の同意を得るという形で進めます。それをいろんな形で、その前の意向調査でそういうところも含めて行っているのだろうと思います。

それを今後、今現在は1団体ですが、意向調査が終わった後には、結構時間的なあれもありますし、対応業者もあるかと思うのですが、今後そういう形が多く出てくると思います。そういうことに関して、今後ともそういうものを助成していく、またはその調整のために意向調査に基づいて、地元のほうにそれは出向くということは、今後行政として考えていらっしゃるのか、どのように取り扱うか、お聞かせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 議員さんおっしゃるとおりのことで進めさせていくことになります。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ぜひお願いします。

ただ、意向調査のときには、なかなか皆さんそこまで考えていらっしゃらない部分が多いですね。ただ、できるかというのは、そこに地境の問題とかいろんな形が出てきますので、それは当事者だけでというのはなかなか難しいところがあるので、ぜひともその対応業者とか、それに対して行政がある程度踏み込んだ形で行かないと、なかなかまとまる話もまとまらないと思いますので、ぜひそこからあたりのお力添えと、支援をお願いしたいということを、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 進め方につきましても、そういったところに配慮しながら進めていくことになると思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、農林課関係の第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、次に、商工観光課関係、これは区切らせていただきます。

まず、第1審議としまして、商工観光課関係、103ページから107ページまでについて質疑を許可いたします。

なお、主要事業の43ページの2件、えい坊館の運営管理事業についても第1審議といたします。よろしいですか。——はい。

それでは、通告の補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、商工観光課関係、当初予算質疑通告書に基づき、お願いいたします。

まず、104ページ左側、労働関係貸付金預託事業でございます。

制度融資需要の掘り起こし方法、需要調査の結果というご質問です。まず、掘り起こしということであれば、事業に有利な制度融資ということで、町内金融機

関が積極的に促進をしていただいております。金融機関や商工会を通じて、町内の経営状況など常に情報収集している状況でございますので、需要調査は特段行っていない状況です。

続きまして、105ページ左側、商工振興事業補助、チャレンジ企業補助の計画（件数含めて）と相手先は、個人企業、要綱などはということですが、特別計画はございません。意欲ある事業所を支援する補助金ということで運営をしております。当初予算額を上回る申請件数があれば、増額補正で対応をしております。現在、実施中の事業者はございません。制度開始時の平成22年度から令和5年度の14年間で申請が17件、うち13件が承認を受けて事業完了しております。対象は、町内の企業、個人事業主、町内に本拠地を置く団体、異業種グループとなっております。要綱は整備をしております。

続きまして、106ページ右側、えい坊館運営管理事業でございます。

民間業者による飲食スペースの運営を再開することで、令和7年、指定管理者の募集に向けて準備とあるが、その意気込みを問う。過去に辞退があったが、その損失を取り戻していただきたいという質問です。人手不足の時代で心配な部分もございますが、7年度以降、新たなスタートを切れるよう、えい坊館が町民に愛される施設となるよう頑張ってお進めさせていただきます。

同じくえい坊館で、こちらは主要事業の43ページも含んでおります。産業振興、観光誘客、交流促進を図るとあるが、いずれに力点を置くのかでございますが、力点を置くというよりは、えい坊館は地域情報の発信拠点としての位置づけでございます。食の提供やイベントなどを通じて町の産業、観光情報を発信することで、産業の振興や観光誘客、町民と観光客との交流に寄与する施設ということで捉えております。

同じくえい坊館でございます。飲食を公募する1日1万2,000円の支援の根拠と光熱費は、現在の職員との関係はでございますが、町内事業者に調査をいたしまして試算したところ、1万2,000円ということで決定をさせていただきました。光熱費におきましては、実際にかかる額の算出が難しいということもあり、検討中でございます。会計年度任用職員におきましては、一般来館者の対応や施設の受付など、施設全体の維持管理業務を担当していただく予定でございます。

同じくえい坊館運営管理事業でございます。飲食スペースの民間業者は見通しがあるのか。どのようなものを目指すのか。それにかかる費用はかからないのか

でございますが、最初に町内事業者を公募していきます。一定の応募があると考えてございます。町の特産品等を活用したメニューづくりなど、飲食を通じて町の魅力発信に協力いただけるという方向で考えております。費用におきましては、町からの補助で対応をしていただく予定でございます。

同じくえい坊館でございます。運営は直営とする。観光物産協会の事務所使用料はでございますが、6年度からは会計年度任用職員の位置づけで施設の維持管理を行ってまいります。観光物産協会がえい坊館の一室を事務所で使用する旨の要請があれば、使用料をいただく方向となります。

同じくえい坊館です。指定管理者制度は公募によると言うが、使用目的というか、それに定めたもの以外をあれこれ要求するのは指定管理者制度とは言わない。委託先の当てはあるのかでございますが、町におきましては、事前に施設の設置目的に沿って、募集の目的や条件等は募集要項でお示しをいたします。事業者は募集要項を基本に、民間の工夫を入れた事業計画書を提出いただき、決定後の運営は、事業者様が事業計画に沿って、運営をいただくということになっております。当てはあるのかというところでは、実際に公募をしてみないと分かりませんが、一定程度の募集はあると考えております。

続きまして、道の駅運営管理事業、107ページ左側でございます。

近隣地域の開業による影響でございますけれども、近隣の道の駅である恐竜溪谷かつやまは令和2年6月20日オープンで、大野の荒島の郷は令和3年4月23日に開業をしています。この時期は新型コロナウイルス感染症が流行しておりまして、近隣の開業の影響を測れないという状況です。令和4年、5年度の来場者数は回復傾向で、令和元年比でいきますと8割弱まで戻ってきている状況です。ほかの道の駅との差別化を図る取組として、現在、アユの塩焼き体験施設の造成、そばメニューの開発を進め、そういう収益増につながる経営改善にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、同じく道の駅でございます。一般備品（券売機）は運営上の品でないのかという質問です。運営に必要な備品は町が整備することになっております。道の駅との基本協定で、20万円以上の備品の購入は町が負担となっております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

まず、通告者の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私は、えい坊館の運営管理費の中で、運営は6年度直営とするというお話の中から、観光物産協会の事務所の使用料はどうするのですかという質問をさせていただきました。

そこにとどまるというのであれば、使用料はいただくということだったのですが、その具体的な料金については、お決めになってらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 目的外使用許可という許可要件でお貸しすることになると思いますので、そちら永平寺町の財産規定に基づいて、計算式で算出させていただきますことになると思います。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 計算式は分かりますけれども、具体的に幾らというのは算出されていないのですか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 算出の計算方法が面積に応じた計算になりますので、まずどの場所を借りたいかによっても、計算方法は変わってくるということになります。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 実際に今、観光物産協会さんは事務所として使ってらっしゃるわけですね。私が聞いているのは、そのままそこに居残られるとしたら、幾らの料金ですかという具体的な数字を聞いたのですけれども、ちょっと課長勘違いされているのかなって思っているのです。

○議長（中村勘太郎君） しっかり確認の上、答弁願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 申し訳ございません。今いる場所においては事務所として使用しますので、令和6年以降は今の事務所にはいていただけないこととなります。ですので、えい坊館の施設の中で空いているスペースで、貸館として影響がない場所を事務所で使用したいという要望があれば、その場所に対しての面積で、使用料を計算させていただくというふうになります。

○議長（中村勘太郎君） 分かりやすく、もっと理解していただきたいで、そのようにして問うてください。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

私が聞きたいのは、今使っているところの事務所が使えないのであれば使えないと、変わりますから分かりませんと。それでも大体その大きさによって決まるのであれば、坪というか1平方メートルでもいいですわ。その単価があれば1平方メートル当たりどのくらいになりますと、それで広さが何平方メートルだったらいこうなるといふ、具体的なことをお伺いしたのですけれども、ちょっとよく通じなかったのかなと思って心配になったのですけど。

○議長（中村勘太郎君） 館内どこの場所でも同じですわね。1階、2階とか、そういうことも考慮して。

○2番（長岡千恵子君） で、もう一つ。その中で今の場所が使えないのであれば、場所については、観光物産さんが決めるのではなくて、多分商工観光課さんが貸せる場所を決められると思うのですけれども、その案もおありになるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 申し訳ございません。事務所は引き続き使うことはできません。今もし要望があつて使える部屋ということであれば、今の計画で、物産協会さんが書庫として使っていただいている場所がありますので、そこは貸館としては影響がないと考えるので、その場所でしたらお貸しできるのではないかと考えております。

1平米当たりの面積につきましては、今ちょっと担当が確認してまいりますので、後ほど回答させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） じゃ、回答は後ほどということで。

ほかございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） えい坊館の経緯も含めてちょっとお聞きしたいのですが、今年度については、直営でやるということだったと思うのですけれども、飲食スペース等々、使用については模索しながら、というようなところ、が続いていたのだらうと思います。令和6年度には方向性を決めてやっていきたいということだったのだらうなと思いますけれども、今の長岡議員の質問でもありましたが、一つは、管理については今まで物産協会がやっていたのだらうと思うのですけれど

ども、それを物産協会ではなくて会計年度任用職員がそこを管理する、常駐するという言い方なんか分かりませんが、そういうふうにやっていると。そして飲食スペースについては当面1年間委託ということで、どこか事業所に公募をして、そして使っていただいて、それが軌道に乗れるようであったら7年度以降、指定管理者にするというような方向にしたいということなんかなと思うのですけれども。

これ確認ですが、そういった意味では、えい坊館のコンセプトをどういうところに持っていくのかというのが、だんだん曖昧になってくるのでないのかなと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。合わせて幾つか答弁をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず運営ですけれども、令和5年度におきましては直営という形で会計年度任用職員に、えい坊館に行っていただいて維持管理をしております。あと貸館とか、あとイベントとか、お客さんに来ていただくような仕掛け、物販などについては観光物産協会に業務委託をしているということで運営をしております。

すみません。令和6年度ちょっと置きまして、令和7年度につきましては、指定管理者制度に移行するというので準備を進めております。令和7年度の指定管理の準備期間ということで、6年度は1年間えい坊館を運営していくわけですけれども、その中で飲食というところにおきましては、まず1回、民間事業者さんに運営をしていただいて、民間さんのノウハウや売上げの大体の目安とか、あとお客様にいろんな意見をいただいたり、実際に運営していただいた事業所さんの感触を確かめたりということで、6年度におきましては民間事業者さんを公募して、その飲食スペースをぜひ使っていただくということで今進めていくということでございます。

コンセプトにおきましては、開設当初から全く動いておりません。条例に沿って、町の特産品の展示販売、町の地域情報の発信、町民と来た方の交流というところで、全然そのところは変わってございません。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと私の認識も少し違っていたのかも分かりませんが、物産協会さんはあそこの事務所には5年度には、今年度はいなかったのです

かね。会計年度さんが管理しているということで、多分そこの事務所も使っていたということで、物産協会さんは、そこは物販の販売のみということですが、今まで物産協会さんの事務所ってあそこにあったのですよね。それは認識不足で申し訳ないけど、5年度はいないという状態の中で1年間続いているということですか。そしたら、ごめんなさい、ちょっと質問ずれますけれども、物産協会さんの事務所って別にあるのですかというのが一つと。

それと、えい坊館のコンセプトを言われましたけれども、ここに、川崎議員の質問の中にも書いてあります。産業振興、観光誘客、交流促進ということではあります。ただ、今の課長の答弁を聞いていますと、その飲食スペース、このスペースをどうにか軌道に乗せなあかん、ということになっているのではないかなと思っっているのですよ。そもそもあそこは観光の情報発信拠点とかということであつたと思います。ただ、それが飲食スペース、民間企業となると、ある意味、本町、特に松岡地区の飲食業者との競合になってしまうおそれもあるので、その辺も慎重に考えなければならぬのではないかなと思っっているのですけれども、その辺、いや、そこは町がやる事業ですから、こういうことですよというところがあつたらお聞かせください。物産協会とこのえい坊館のコンセプト、その活用についてはそれにふさわしくなっているのかどうかということをお聞きします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、5年度におきましての運営ですけれども、物産協会さんもえい坊館の中において、会計年度任用職員と一緒に協力してえい坊館の管理運営に当たっていただいております。事務所は、あります事務所と一緒に使っている状況でございます。ちょっと役割分担はございまして、業務委託をしている以上、お願いしている業務、これ先ほど申し上げましたとおり、運営していただいておりますので、会計年度任用職員と協力しての管理ということでございます。

それと、飲食スペースのところでございますけれども、今、民間の力を活用してということにおきましては、町内事業所さんと競合しないかというところがございますけれども、そここのところはえい坊館のオープン当初から、いろいろと心配をしていたところがございますけれども、えい坊館という施設は、そのコンセプトにも載っておりますとおり、あくまでも永平寺町の情報発信というところがまずは基本でございます。なので、そこでもうけるというよりは、これあくまでも公共施設でございますので、そこでもうけて利益を生んでという目的よりは、

まずは永平寺町の食の魅力や、特産品を発信していただく施設という、まずえい坊館の役割の中で飲食スペースがございませう。なので、その食の提供を通して永平寺町魅力を発信していただくところを、今回、民間事業者さんにも求めていくということございませう。

募集要項まだ作成中ございませうけれども、募集要項の中では、うちのほうで絶対お願いしたいところは、町の特産品や町の食材を使ったメニューづくり、それで永平寺町を発信していただくと、いうようなところは絞っていききたいと思ひませう。それに対して、うちも補助金を創設いたしましたので、それで民間事業者さんを応援していくとか、売上げのことを考えませうと、民間事業者さんにとっては負担になる部分もあると思ひませうので、黒字でなかなか経営するというのは厳しいという状況が見えておりましたので、運営補助金を使って支援をするので、1年間ぜひそういうふうな実証的にぜひ出ていただきたいと、実証地と言うのも申し訳ないですけど、企業さんに1回出ていただきたいというふうな思ひで今進めておひませう。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もともとのこの経緯を少し整理してお話しさせていただけたらと思ひませう。

もともとあそこは飲食をやっておひませう。その間、滝波議員ちょっと心配されているとおひ、その飲食店、物すごく経費がかかって、近隣の皆さんを圧迫しているのではないか。町も、補助が足りなくなったら100万、200万というお金を入れてこのままではということをおひしていた中で、議員のほうからも「これ1回立ち止まって考えたほうがいいのでない？」って言われて、一度飲食スペースを止めさせていただいたというのは、皆さんご存じのとおりだと思ひませう。

その流れで、飲食スペースは議会の中からも、皆さん町民の代表ですので、いろんな方から、やっぱりないと寂しいという声を聞いて、じゃ、何とかしようということ一度そういうプロポーザルをしたのですが、決定しかかったのですが、決まってから辞退をされたという、そういったことありませう、その中でどういうふうに進めていったらいいのかということいろいろ模索をしておひませう。

また、議会からも早くあその開設をという、そういう熱い要望もありませうので、その反面、滝波議員が心配されているように、近隣の飲食店に影響を与えないか、もう一つは、情報発信の中でその飲食も、ただ飲食だけではなしに地元

の農産品とか、そういったいろいろなことがやっぱり使われるのかどうか、というのは一つ大きな課題になってきていると思います。そういったことをもう一度、あそこのスペースを使ってそういった、提案をしていただける方にしていただく中で、今回、委託をさせていただきたいと思います。この委託をすることによって、また来年、指定管理に向けて進めていこうと思っているのですが、そのときに指定管理料が幾らかとか、どういったところが町の持ち出しで、どういったところが民間の皆さんがしていただけるか、その指定管理料のところではやっぱり1年間か何年か実績がないと、そこを積み上げることができませんので、そういった中で今回やらせていただきたいなと思います。

それと、観光物産協会が入られていろいろな活動していただいております。今回、そういった新しい事業者さんが入ってくることによって、スペースがなくなるということで、観光物産協会の皆さんとちょっとお話をしていかなければいけないなと思っております。その中で、これはまだ全然決まっていのですが、門前の観光案内所、あそこに、もしあれでしたら観光物産協会の皆さんにお手伝いをしていただけないかとか、いろいろな実は提案をさせていただいております。その場所についても観光物産協会さんの意思もやっぱり尊重していきたいなという思いもありますので、そういった中でどこがいいのかとか、そういったこともしっかりと意見を聞きながら進めていきたいなと思っています。

また、そこで決まったときに、先ほど長岡議員の質問でもありました、観光物産協会の皆さんは、あそこのスペースが少しでもいいで欲しいという場合は、そういった形でいろいろ試算をさせていただいて、可能な限り希望は聞いて、できる、できないもありますが、物理的に無理なこともあります、聞いていけたらなという思いがありまして、実は今回、こういった新たなえい坊館を進めていきたいと思っています。ただ、これも民間の事業者さんが手を挙げてくれる、そこからスタートするというのが大前提になっていきますので、また商工観光課、私も含めて一生懸命、あそこに町の魅力を発信できるそういった飲食スペース、また物販、またSHOJINも今販売しておりますが、こういったことをいろいろできるような取組を考えていきたいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 課長の答弁では、あそこは、あの飲食スペースは……。

○町長（河合永充君） すみません。訂正していいですか。ちょっと答弁にも関わってくる。ごめんなさい。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、私、今年は委託と言いましたが、目的外使用という形でお願いをするということですので、令和6年は委託ではなくて目的外使用という位置づけで。

目的外使用についてはこの後、定義というかそれ分かるのなら、ちょっと説明して。今初めて出た言葉やもんね、目的外使用。そうやね。今、定義言いますので。すみません。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 公共施設を使用していただくのには、行政財産目的外使用許可に関する条例というのを、永平寺町つくっておりますので、それに基づいてお貸ししようと思っております。そちらは公募で募集をするということになっておりますので、その永平寺町の規定に基づいて行っていくということでございます。

この目的外使用許可というのは、地方自治法にも定められている公共施設を貸す手段でございまして、普通に短期間であれば目的外使用許可というやり方もありますし、例えば長期間であれば本当に使用、指定管理ではないですが、地方自治法における貸付けという、そういう手段もございます。今回におきましては、期間1年以内ということでございますので目的外使用許可。これ実はJAさんが以前、飲食スペースを借りようというときも、このやり方で許可を出すということでございます。

それと、すみません。あわせて、先ほどの使用料、事務所で貸した場合に幾らになりますかというご質問でございますが、先ほど言いました2階にあります物置というか、倉庫として使っている部屋が22.5平米でございまして……。すみません。訂正させていただきます。今お貸しできるスペースといたしますと、今言いました倉庫で使っている2階の部屋でございまして、12平米で訂正をお願いいたします。12平米といたしまして年間12万1,000円、月に直しますと大体1万円という金額でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 目的外使用について、これも例えば、例えばですよ。志比北小学校の休校になっている跡地を教育以外で使う場合、これは目的外使用という許可を出して使う。ただ、指定管理と違うのは、目的外使用の場合、多分、管理

は町の責任になる。それで会計年度職員さんをえい坊館に1人置いて、目的外使用であるところは飲食という位置づけをやっていただくということになりますので。委託ですと町が直営になりますので、会計年度さんが責任を持って飲食をする。

昨年から町が会計年度職員をあそこに、町が直営で委託して、さっき答弁させていただきました。実はこれ、観光物産協会にずっと入っていただいたのですが、やっぱり委託ということは、そこに職員がいるのがいいことだと、いたほうがいいということで、令和5年度からはあその責任は直営という位置づけで、委託を置かせていただきました。今回はそのブース、1階のスペースをそういう物販という形でお貸しするというので、目的外使用という形でありますので、建物とかその維持管理は町ですけど、その運営とか収入。

委託ですと、もうかったお金、仕入れは町がして、収入も町がいただいて、そこから給料を支払うという形になるのですが、目的外使用ですと、そこに入っていた皆さんの収入も皆さんでお任せしますと。ただ、そこをするには1万2,000円ぐらい1日、やっぱり赤字といいますかそれが出るのでお願いしたいということ。

委託ですと、収入、支出は町が管理しなくてははいけません。もうかろうがもうからなかろうが、分かります？ その場所で商売をしていただけるということです。委託ですと町が出し入れも全部管理することになりますので、頑張ったら頑張っただけ効果が出るのは目的外使用や指定管理。よろしいですか。結構難しい。

○議長（中村勘太郎君） 確かに難しいな。

滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと何か、話がどんどん違うところへ行ってしまうからやけれども、大分混乱はしてきたんですけど。

目的外使用というのは、施設の目的に適用したものではないですよ、という目的外という意味合いではないってこと。それもあるのや。

○議長（中村勘太郎君） それもある。それもあるやろう。

○9番（滝波登喜男君） だからますます分からなくなってくるのやけど、そうなったときに目的外使用で貸した場合に、要は採算性の問題がありますけれども、指定管理の場合は何となく採算性で指定管理料、赤字やったら少し上乗せしてやるかというやり方もほかの指定管理では本町はやっている場合もありますし、でも本来、採算はその業者が入ってもうけたらもうけただけ収入になりますし、駄

目だったら、赤字の場合は赤字でということになるということでも理解すればいいのかな。今のやり方っていうのは。それは分かりましたけれども。

それと、何となく、聞いていて悪いのですけれども、あの飲食スペースを何とかしなければいけないなというところが、大きく課題があって、そしてえい坊館自体をどういう目的でこの町の町民、あるいは町外の人がいいものにしていくかという発想があまり感じられない。ましてや、さっきこういう業者って本当にいるのですかって。先ほど、公がやるやつですから、課長の答弁の中ではもうけて利益になるとはあまり考えられませんけれども、極端に大きくもうかることはないかも分かりませんが、そういう業者を公募してやってもらおうというように言われているのですけれども、民間は普通もうけるのが狙いなので、そういうところのスペースに民間が入るといのはあまり考えられないと。でも、課長の答弁の中では、いや、それでもいそうですというような答弁やったのです。

ということは、ある程度そういう人らが、どこか分かりませんが、入る可能性があるというのを当然把握した上で、こうやって予算化しているのだらうと思うのですけれども、何となく全容があまり分からないので、これどうなるのかというのが判断つきにくいですね、正直言って。その回答いただけるのなら、答弁いただけるのならいいですけれども。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） もうけられないと私さっき言いましたけれども、やっぱり公共施設でございますので、もうけるというのはなかなか厳しいのかなということでご理解いただければいいかと思えます。道の駅とか公共施設ございますが、あそこもレストラン、物販行っております。情報発信拠点としても機能しております。

えい坊館におきましても、松岡地区において、やはりそういう情報を発信していただく施設ということで建てております。そこは最初からぶれておりません。

飲食スペースにおきましても、道の駅はそこまで縛っておりませんが、施設の目的が永平寺町の魅力情報発信拠点施設である以上は、普通の民間の飲食店と同じようなやり方では駄目だということで、行政といたしましては、食の提供一つをするにしても、やはり町の情報を発信するようなメニューづくりに寄与していただくと、そのところはしっかり、条件というのですか、お願いして、あくまでもえい坊館の一つの場所ということで、魅力発信のお願いはしたいということでございます。

食が、例えば1日50食も何十食も出れば、人件費、食材費も多分賄っていけないのではないかと思うのですけれども、町内の民間事業所のお話を聞いていますと、例えば1日10食、20食ぐらいではなかなか、食材費は原価率で計算して出してくるか分かりませんが、あそこに2人、3人置こうとすると、1日当たりその時間に、時給計算して1,000円としましても、やはり1人置けば6,000円、2人置けば1万2,000円とかかってまいりますので、うちのほうも7年度の指定管理に向けて実証という思いも、数字をなるべく取りたいという思いもありますので、人件費、ほぼ人件費と思っております。人件費の補填に充てていただければいいと。その代わりうちの、先ほどの繰り返しになりますが、情報発信のそういうやり方は是非していただくと、いうことでご協力いただくと、そういうふうなところで金額の試算なども行ってやっていくということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまで、あそこの喫茶コーナーの再開、議会からも強く求められてきて、いろんな方々に声をかけても、「今のままではなかなかそこに民間は入りませんよ。やっぱりもうかる、もうからないもありますし」という中で、今回いろんな事業者さんに聞いて、この340万円という予算。

主要事業43ページ、これが1日1万2,000円、これぐらいがあればここを受けてくれる。この1万2,000円の根拠は何かといいますと、民間のそういった方々に、もしここでやる場合どういう条件なら入れるかというのを伺いして積み上げた中で、1万2,000円、これが一つのラインだろうということ設定をさせていただいております。

先ほどから言っていますように、次の年から指定管理を目指しますので、今のこの340万円という金額をベースに、指定管理料が上がるのか下がるのか、また、指定管理の中であそこ全館をやってもらう中では、今、町がかかっている維持管理、また物販の部門、こういったところも併せて指定管理を出す中での一つの、あそこで飲食店をやるもの、1日1万2,000円保障してくれるのであれば手を挙げるところが、何社か出てくるであろうというのがありますので、その点で皆さんの要望も、ずっとやっぱり開きたいという思いがあったのですが、なかなか右左ではやってくれないというお話もありましたので、今回こういう設定をしていただいてあそこの飲食スペースを復活させていくということですので、よろしく申し上げます。

○議長（中村勸太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） すみません。えい坊館ですけれども、私は指定管理者制度というのは、公募によりますけれども、示した要件、それに合っていれば、主要目的というかそれに合っていれば、あとは非常に自由度の高い、指定管理をする業者にとっては自由度の高い公共施設の利用の仕方やと思っています。だから、その指定管理を受けた後に行政からあれこれ言われる筋合いはないというのが普通です。ただ、分からないですけど、今、使用目的外と言うのですけど……。

目的外使用。そういう中で、そういや、えい坊館の設置条例というのはどこにあるのですか。いや、要は、調べていないけど、これに載っていないのかなと思って。何でそんなこと言うかといったら、そこに、公の施設というのは、公共施設というのは、ちゃんと条例で使用目的が定められている。それを見るのですが、目的外に利用できるようにしようとしたら、あまりそこにとらわれる必要はないということだろうと思います。でも、いろいろ答弁聞いていると、それはつくった目的もありますのでという話が出てくる。僕は、そこは目的外使用をするなら、きちっとそういう方向を示したほうがいいと。

ただし、補助金って、県の起債か何かを借りている関係もあって、その返還とかそういうのが出てこないかというような心配はないわけではないですよ、目的外使用をする場合は。それをちょっと心配するので。ただ、もし利用するなら自由度の高いものにしていかないと、前の前例というのは1回、撤退やね、受けるって言ったのに撤退した例がありますから、そこをどう考えているのか。例えば飲食スペースで今の状況でやるのか、例えば調理施設をどこか外のほうに少し拡大してするのか。将来、指定管理で受けてもらってもいいですけども、そこでもうけを生むようにしようと思うと、それはそれなりの設備をきちっとしなければいけないと、そういう覚悟も要るということです。貸館で何とか細々とやっていこうというならそれでいいですし、そこはきちっと割り切ってやらなければいけない。じゃ、僕らもえい坊館見ても、そこでレストランやったり、よう横のほうへ回って見てみると、通り過ぎてしまう、首後ろに向けてられないので、見えない状況はあると思います。でも、ああいうところでも、例えば古市の郵便局の跡をレストランが買い取ってやっているでしょう。今は、おいしいものが出ればとか何か目玉商品があったりすると、そこに人が集まるということがありますから、そういう有効活用ができるような条件づくりをどう導いていくかという

のは商工観光課の仕事ではないかなと思いますけど、その辺がどうなのか。だから、あれこれあれこれ言わずとも、向こうでやっていて本当に自由度の高い施設利用で運営しているといったら、僕は将来、指定管理料なんて持っていく必要はないと思う。十分採算の合う施設ができるはずで、やりようによっては。それを目指すために頑張ってもらいたいということです。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それを今回見させてほしいという、今度どれぐらいの、あそこのスペックがあるか、人を寄せる力があるか。ただ、今の時点では誰もやっぱり、何人もいろんな方に声をかけたのですが「今のままでは赤字出るで」というのがあったので、今回、この年間340万円ちょっとお願いをしてやっていただいて、それを基に、今おっしゃられていた指定管理で行くのか。

もう一つは、今の2階のスペース、会議室、あそこは物すごく人気がありまして、今回、指定管理するときにはそこの上も指定管理してもらおうのか、そこは町の直営で委託の今のままやっていくのかとか、いろいろなシミュレーションもあると思いますし、指定管理のとき、さっきおっしゃられた、一度決まってしまうともう経営している人に町はあまり口出しができない。契約以外のことはできますけど、契約していることはもう口出しができなくなりますので、指定管理で行くにしても、どういった契約、どこまで町はここまでここまでと。また、皆様にもお示しするときに指定管理料というのはやっぱり発生してくる。もうかっていればそれは発生しない可能性もありますが、ただ、あそこ、建物の管理も全て指定管理で出すという話になりますと、それなりにやっぱりかかってきますので、そこは年間どれぐらいお願いしますよとか、今、維持管理していますので、その積み上げを基にやっていくと。

今回、やっぱり喫茶コーナーをそういった点でしっかりと、まずは手を挙げてもらわないといけないのですが、そういった条件の中でぜひ手を挙げていただいて、進めていくということが大事になるなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 僕は本当に、町なかにあるああいう施設ってちょっと魅力あると思うのですね、やりようによっては。やりようによつてです。

一つは、やっぱり町内、近隣で声かけして受けてくれる人を探すというのが一つ。それでも難しかったら移住を求めたっていいじゃないですか、有名な人に。

今はそういう時代ですから、そういうふうには都会から来たシェフなんかに入ってもらってさ、いろんな発信も含めて担ってもらうなんていうことになれば僕はいと思うのですってね。あれこれこだわるけど、本当は町内の人にやってもらったら一番いいですよ。それが難しかったらそういう求め方をする時代になっているのではないかなと。それで移住した人が町内に住んでいただければ、1人増えるか2人か知らんけど、家族が増えるかもわからない。そういう条件もつけてくると面白いのではないかな。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当におっしゃるとおりで、まずはこれで進めさせていただきたいのですが、もし次のパターンのときには、例えば地域おこし協力隊とかそういった方にまたいろいろお願いするとか、そういったいろいろな選択肢はあると思いますが、まず取りあえずここで進めさせていただいて、それでも誰も来ないとか駄目な場合は、また次のあれになるかなとも思いますけど、ちょっと条件もつけておりますので、あそこがにぎわいになるように頑張っていきますので、ぜひ温かい目で応援していただけたらと思います。これは次の指定管理にもつなげる、こういったことにもなりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、えい坊館のことは皆さん聞かれたのでそれはちょっと割愛させてもらって、105ページのチャレンジ企業のところですが、一応これはチャレンジ企業審査委員があつて、そこで手を挙げた方々はチャレンジ企業として、先ほど説明ありましたように、17件中13件の企業が今、トータルで14年から17件がありますよということで聞いています。

やはりチャレンジ企業のところの手を挙げるといっても、なかなか大変な部分はあるのではないかなとと思っているのですが、そのチャレンジ企業審査会はただ審査するだけなのか、チャレンジ企業を増やすという活動をPRというのか、そうしているのか、そこらも含めてチャレンジ企業の審査会の役割、またチャレンジ企業を推進するというのか、そういうのはどこが今担って、どういうふうに行っているのか、ちょっとそこらあたり教えていただければ助かります。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 審査会は、まず出てきた事業計画に基づいて審査していくのですけれども、それが商品としての魅力度とか、地域、永平寺町の特産

品としてどれだけの魅力があるのか、それと採算性があるのか、その商品としての継続性があるのか、そこら辺を含めて専門的な方に、県の方とかそういう専門的な方を含めて審査をしていきます。

例えば承認されなかった場合ですけれども、その場合におきましても、どういうところで承認されなかったか、こちらは、改良をしていただきたいとか、次につなげていただきたいというふうな思いを込めて、そういうふうな審査結果も含めて事業者さんに報告いたしますので、次につなげるようなことにもなっているのではないかというふうに思っています。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） SHO J I Nの商品ありますね、特産品のSHO J I N。それとはまた別でしょう、これは。そうすると、やはりチャレンジ企業、いろんな企業も含めてでしょうけれども、例えばそういうのを前面に押し出して、頑張ってもらいたいというふうな形のPRなり、そういうふうな推進母体というのはどこが持っているのでしょうか。私は、やっぱりその審査会が持っているのではないかなと思いますが、そこらあたりの推進母体も含めてどういうふうな、チャレンジ企業にただ手を挙げてください、ねって言うだけではどうかということ、そのチャレンジする職種なのか、商品であれば今のSHO J I Nのそこになるわけでしょう。だからそこらあたりの切り分けなり、その推進母体みたいなのは、ちょっと何か私ちょっとダブっているので、そこらあたりの交通整理をしていただくと非常に助かるなというふうに思っています。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） チャレンジ企業のほうは、どちらかというと永平寺町でそういうふうなお土産品を作って新しい商品を作ってほしいとか、例えば、お土産品ばかりではないので、会社さんによってはそういう技術的な商品も出てまいります。なので、そういう産業の振興というか、町内の産業振興を応援する補助金というふうに考えていただければいいかと思います。

SHO J I Nのほうは、こちらは今度、永平寺町のブランド「SHO J I N」という、禅とかそういうところを発信するために町が支援しておりますので、SHO J I N認定をされた協議会をつくって、SHO J I N協議会、認定された事業者でつくる協議会がございまして、そちらを中心に活動して販路拡大をするというふうな、みんなでまとまっていくのですけれども、その中で永平寺町をどんどんPRを行っていただくことも併せてさせていただいておりますので、ちょっとそ

のすみ分けという、そういうふうな違いになります。

チャレンジ企業の商品のほうは、あくまでも民間事業所さんが中心になりますので、その母体というのは特別ございません。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 分かりやすく言いますと、企業が新しい商品を作って、これ売り出したい。ただ、それにある程度ちょっとお金もかかるし、いろいろかかる。それを応援する事業になります。それが、やっぱり将来性があるかとか、ちゃんと売れるかというのを商工会の局長の皆さんに入っていていただいて審査して。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） はい。暫時休憩します。

（午後 1時57分 休憩）

（午後 1時57分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

○町長（河合永充君） そういうふうに新しいのをしようというのを応援するというのがこのチャレンジ企業。

もう一つは、商工会がやっている創業塾。それは企業を興す人を、いろんな先生を呼んで、そこに来た人が新しく企業を立ち上げるのを応援する。また、そうやって企業ができてしばらくいろいろな商品を販売して、また新しいのをチャレンジしたいな、こういう商品作りたいなというときは、こういったものにまたエントリーしていただいたり、今、企業の中で、自分の今の商品のちょっと売行きが落ちてきたで、また新しい商品を作って、これで1回頑張ってみようというのも、またこういうので出てきたり、というのを応援しようという事業ですので、その後の企業努力で町民もみんな応援している商品ですので、こういう認定を受けるということは、そういうことになりますので、努力してもうけていただいて、また雇用とか納税につなげていただければ、そういったことで応援している事業です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ということになると、ある程度起業をしました、それから産業もチャレンジで1つの商品を作る、その中で、例えばこれは永平寺町のブランドとして売り出したいな、というのでSHOJIN認定を受けると、段階的にはそういう形であってという発想ですね。だからあくまでも、どこかがしている

というのあれですけども、そういう動きで町は動いていると。そこらあたりの交通整理がちょっとできなかったのでも聞きました。ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

松川君。

○12番（松川正樹君） すみません。もう1回えい坊館の話に戻らせていただきますが。

もう2年間立ち止まっている、たしか。1回立ち止まってさあと言う割には、先ほどからいろいろお話聞いているけど、熱い意気込みがあまり感じられないので心配しているのですけど。さっき金元さんも重要なことも言ったけど、私、さっき町長が創業塾の話もいただきましたけれども、創業塾でいろいろなことを参加した人何十人もいます。そういう人たちなんかにもね、ちょっと熱いメッセージを送るとか。

今回はやっぱりちょっと試算がないのでないかなと思うのは、その割には1日1万2,000円の支援を準備しているし、今回は提案してくるんでないかと私は思っているのですが、どうかやっぱり背水の陣で、1回辞退されたことがあるので、1回気持ち的に背水の陣というか、これ以上はもう失敗は許されないというぐらいの意気込みで、行っていただきたいなと思うところです。どうですか。

○議長（中村勘太郎君） しっかり答えてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 長い間立ち止まってしまったのですけれども、令和7年度、指定管理というところまでは、やっと決断できました。やはり公共施設というところでなかなか規制がかかり難しいところもありますが、でも、そうはいうものの、道の駅さんとか見ますと、民間さんの力で町内の野菜とか、特産品を使って常に努力をいただいているような企業もございます。そういうところをえい坊館のほうにも期待をしているところでございますので、やはり公共の考え方ではない民間さんのアイデアでもって、えい坊館を盛り上げていただきたいということを本当に思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、340万円の予算をつけさせていただいて、前に進めようということで、その意気込みを分かっていたいただきたいなと思います。

それと、もう一つ。今おっしゃられた、例えば今来ている、シャインマスカット

トで来られた地域おこし協力隊。全然違うことで来ていただいています。例えばそういうので応募するのだったらいいと思いますが、今、町の施設をお貸しする中で「もうあなたにお願いします」とか「もうあなたです」とかとやりますと、これ公平性とかそういった問題もありますので、公募をかけるときにはやっぱり公平性。後で「何でそこなんや」とか「何でこうなんや」とか、そういうのを言われないように、やっぱりしっかりしていくことも大事かなと思いますので、そういった点もありますので、意気込みは、今回こういった予算をつけさせていただいて、前に進めるということですので、そこはよろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） すみません。さっきちょっと言いそびれてしまったのですが、1回立ち止まって考え直したいと言ったのは、これは私の勘違いかしらんけど、行政さんのほうやと思います。私らのほうが1回立ち止まったらどうかと言った記憶は、そもそも私にないですけど、我々にはないという認識です。

というのは、実は私は3年間ほど見ていて、ソコソコお客さんが来ているとか、あるいは職員さんたちも頑張っているなという認識を持っていたので、何故か突然の店じまいになったかなということ、ちょっといまだに理解し難いところがあるので、そこら辺ご説明お願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いつの年か忘れましたが、決算の最後のあの中でも一度立ち止まって、そういうのは議会のほうからもそれはいただいておりますので。何年前やったかな、もっと大分前。それはあそこの委託料がどんどん上がって、これちょっとどうなっているのかという話も議会からいただいている、私たちもやっぱり近隣の状況とか。そういったことを見直さなければいけないなと思っていた時期にいただいたので。

令和3年のときにもいただいております。このときには、えい坊館の活用は設置目的に沿って、物産協会、地域の方々、利用者が十分協議して実施されたいと。多分この令和3年といいますと、1回公募して駄目になった年じゃないかな。これの前にも喫茶コーナーをやめる、そのときぐらいに一度いただいておりますので、結構前やと思います。それはまたちょっと事務局のほうでも見ていただければあれやと思いますね。

当時は決議というよりも、最後、議長の挨拶の、議長か委員長かちょっとあれ

でしたけど、その中で行政にこれを求めるということ、あと書面でもいただいたなという記憶がありますので、別に、それでも私たちも一緒な考えで、じゃ、ここで1回立ち止まれたらと思うのはありましたので、そういった流れですの
でよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、通告者以外の議員からの通告のあった案件に関しまして、
質疑がありましたら質疑を許可いたします。ないですか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

ないようですので、ここで暫時休憩します。

（午後 2時06分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開したいと思いますが、本当に質問、
質疑等々も、答弁もそうですけれども、気持ちは分かりますけど、長くなってい
ます。極力、ここに質問内容が来ておりますので、委員の方はこれに沿って、沿
ってというよりこのとおりの質問、質疑をしていただければそんなに時間はかから
ないと思いますので、また、答弁者の理事者におかれましても、本当にこれ以外
のことはね、言いたいこともあろうかと思えますけれども、極力お願いいたしま
す。

河合町長。

○町長（河合永充君） ここはあれでしょう。質疑については淡々と答えますけど、
決まった答えになります。質問について、やっぱり思いも語られると私も思いを
語ることになりますので、議長、そこはちょっとご理解いただけたらなと思いま
す。

○議長（中村勘太郎君） ということですので、それを理解していただいて、ひとつ
よろしく進めていただきたいと思います。

それでは次に、108ページから112ページまでについての通告の回答を含
めて補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、108ページ左側、観光事務諸経費。越前加
賀インバウンド推進機構負担金ほか8事業はというところがございますが、事業
項目は昨年度と同様でございます。詳細につきましては令和4年度決算成果表、

予算額につきましては6年度予算書をご参照いただきたいと思います。

同じく108ページ右側、観光情報発信事業、観光素材チラシ印刷事業でございますが、ITの時代にこれほどのチラシ印刷で、効果があるのかということですが、チラシのほかデータ化も行ってまいります。

続きまして、同じく観光素材集印刷事業でございますが、各戸配布にどれだけ効果を期待しているのかでございますが、町民の方に町の魅力を再確認していただくこともしてまいります。そこから郷土愛が育まれる効果を期待しております。また、外に向けて自慢していただきまして、町の広報宣伝にご協力をいただきたいと思いますと思っております。

続きまして、同じく観光素材集事業でございますが、町の観光素材集の印刷というが、先般の視察の綾部市で、公募やつながりのあったプロの作品を利用して作成とあった。公募写真の中によいものがあれば活用してはどうか。他市町で先進的な事例がありましたら、情報発信の手法を活用してまいります。

同じく観光情報発信事業、インバウンド受入れの対応先、団体などというところで、大本山永平寺周辺地域や民間事業者が既に受入れを対応しています。インバウンド受入れ環境整備は、6年度事業でも予定しておりまして、官民一体で進めてまいります。

同じくインバウンド受入れ環境整備について、誰が観光マップの整備をするのか。誰が先進地視察に行くのか。観光マップは町が整備を行います。先進視察につきましては、実際に外国人観光客の対応を行う事業者の方と行政とで行ってまいります。

北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業につきまして、町内を周遊というのは聞こえがよいが、広域でつなげていかないと短命になりはしないか。酒蔵巡りなら勝山も。もしくは一乗谷もございますけれども、こちらは周遊・滞在型観光推進事業で、6年度事業で「ふくい酒蔵ある記」と称しまして、永平寺、福井、大野、勝山、鯖江、あわら、坂井市、南越前町で酒蔵巡りのスタンプラリーを行っておりますし、一乗谷におきましてはダイレクトバスの事業を行っているところでございます。

同じく、今度は周遊バスの件でございます。6・7限定のシャトルバス、内容について、内容でございますが、酒蔵と協議をいたしまして、最適な時期に、土日祝日の20日間で運行を予定しております。中型バスでえちぜん鉄道永平寺口駅を発着し、各酒蔵及び道の駅「禅の里」を無料で運行してまいります。対象者

におきましては、主に町外の方になるということで想定しております。PRにおきましては、ホームページなどのSNSのほか、福井駅、主要駅をはじめ、県内の観光案内所にチラシを配架するなど、情報発信、また酒蔵さんにもご協力をいただきながら情報発信をまいります。

同じく北陸新幹線開業アイデアコンテストの県の事業内容は、実証も兼ねているが、どのようにその効果を調査するのかですが、この事業内容は、北陸新幹線開業効果を高めるため、民間団体等からアイデアを募集した事業でございます、補助率2分の1でございます。効果検証は、実施時の乗車率や観光客の声、酒蔵の所感等を精査いたしまして、運行方法、有料、無料、継続性を検討していく予定をしております。

続きまして、学生合宿推進事業補助金でございますが、町内での合宿用の宿泊施設としての具体的な施設はでございますが、合宿用として受入れ可能な施設は7施設でございます。

それと、同じでございますが、実績のある運動系または文化系の団体や種目などはでございますが、5年の実績で申し上げますと、高校の剣道部やハンドボール部、大学のゼミで使っていただいております。残念なことに、今年はふれあいセンターが使用不可能などで、前年より実績が減少する可能性もございます。

同じく合宿事業でございますが、学生グループ誘致はよいのだが、どんな体験、本町では座禅ということでございますが、座禅体験など各種体験や観光施設の見学、禅の里温泉での入浴、町内スポーツ・文化団体との交流試合や指導など、地域住民との交流が想定されると思っております。

同じく合宿事業で、学生宿舍のPRは旅行代理店？ 費用負担は地元宿泊施設へ、運用はでございますが、周知につきましては、県の新幹線開業課が県内全市町の補助事業をまとめましたチラシを活用いたしまして旅行会社との商談会で情報提供を行うほか、県の観光連盟のホームページ、また、毎年開催されます北陸3県合同の教育旅行商談会の機会を活用してまいります。地元宿泊施設におきましては、規定の金額で一旦利用者さんに払っていただきまして、その後、学生宿泊者側が町に申請をして補助を行うというふうな流れになります。

同じく学生合宿で、町内宿泊施設とはどこ。すみません、これは回答させていただきました。

109ページの右側でございます。地域資源活用事業で、各事業の相手、委託先や運用はでございますが、これは永平寺町観光物産協会に補助を行いまして、

協会が主体となって行っていただきます。

110ページ右側、周遊・滞在型観光推進事業でございますが、毎年当初から何年目かということ、負担金があると。事業内容から見ると町内で効果的に使用したらでございますが、令和6年度で9年目を迎えます。6年度の事業といたしますと、酒蔵巡り事業と朝倉・永平寺ダイレクトバスでございまして、福井県の重要な観光素材である酒蔵を巡る事業におきましては、他市町と連携することで発信力・魅力度アップに効果的でありまして、今年行います町内のシャトルバスとも相乗効果を図って実施したいというふうに考えております。また、二次交通も課題となっている中で、朝倉・永平寺のダイレクトバスは、歴史・文化に特化した県内主要観光地をつなぐ重要な事業として位置づけております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

まず初めに、通告者の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 観光マップでしたっけ。チラシを作るというので全戸配布にするということですが、今、趣旨を聞いたのでなるほどとは思いますが、実際に町民がそれをもたらしたときに、その趣旨が理解できるかどうかというのが一番課題だろうと思いますよ。その方法はどうしますか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 観光素材集のほうにそういう趣旨をしっかりと盛り込んで発信してまいりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。企業版もあるということで。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今の観光素材集、追加、補足でございますけれども、こちら企業版ふるさと納税の1割、門前再生事業でいただきました寄附金を使わせていただきましてそこら辺も併せてPRいたしますのと、寄附いただきました方にも送らせていただきまして、継続的に永平寺町を応援いただくということで進めてまいりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それはたしか町長の話でも、所信の中でもあったと思うので、ある程度理解はしているのですが、ただ、これはふるさと納税の話になっ

たのでちょっとやめましょうか。

先ほど言いましたとおり、それに書いてあるのでということですが、やっぱり初めてこう言われるとなるほどとは思っているので、ぜひその冊子、本当にそうなのかと分かるようにしていただけたらなと思います。その辺はぜひご努力をお願いしたい。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） はい、分かりました。目的等しっかり盛り込みまして、町民の方に応援いただけるようなメッセージを添えて配布させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 観光情報発信のところで、特にシャトルバスの件と、酒蔵巡りのところをお聞きしたいと思います。

先ほどありましたように、周遊・滞在型のところでダイレクトバスやね。それとか酒蔵巡りでやったという効果があったというのはお聞きしています。

ただ、それで今回そういう形で20日間の酒蔵巡りで200万の支出をしながらやるわけですが、今後はどういう形でそれを継続というのですか、その状況にもよると思うのですが、その状況を見てその中での、またその取組方であるのですが、方向的にはどう考えていらっしゃるのかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今年は、やはり新幹線開業の年ということで二次交通がかなりなっておりますのと、あと酒蔵さんに、外国人の方を含め、本当にいろんなお客様が訪れて、3酒蔵を巡りたいというお客様の声があるということも、こちらのほうに届いておりますので、まず酒蔵さんと話をした中で、そういうふうな酒蔵巡り、一つの観光素材として仕掛けていくということで、まず今年は実証的にやらせていただきたいということでございます。そこからやりました結果に基づいて、来年以降またどのようにしていくか、ということになると思うのですが、シャトルバスがいいのか、また交通事業者さんにどれだけまたご協力いただけるのか、そこを含めてまた検討してまいりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 一応20日間の予定となっています。結果的に新幹線来た

後、その反応がよかったと、結構その利用度も多かったし、大事だねということになったときには、予算的にはまた補正か何かそういうことを考えてらっしゃるのかというのが1点と。

それと、これを1つの、事業形態の中に放り込む。例えば、先ほど周遊滞在型の今のダイレクトバスありますね。それと引っかけてそういうところでの予算的なものを、還元と言うのはおかしいけど、していくとか、そういうふうな動きも出てくるのでないかなと思いますね。要は永平寺町単独でそれはなかなか難しい面があるのであれば、そこらあたりと引っかけていくと。そうすれば当然、周遊・滞在型の福井市のほうにも利点が出てくるということになりますし、今ほどの酒蔵と歴史というものも融合したこともできますから、そういう具合に発展していくということも考えられると思うのですが、ぜひそういう見方をできればいいと思いますので、検証した後にはその継続なら継続ということで考えていっていただけたらと思うのですが、その内容にもよりますけど、ぜひそこらあたりのご検討をお願いしたいと思うのですが、何かありましたらお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 予算におきましては、議員おっしゃるとおり予算が伴うことですので、しっかり検証させていただきまして、町単独で行くのか、少しでも採算性が合うような形で持っていけないか、そこら辺は酒蔵さんの協力もいただきながら進めてまいりたいと思います。

周遊におきましては、これ福井市との協議になりますので、そこら辺と協議しながらそちらのほうも、できる、できないは進めて検討していきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

楠君。

○13番（楠 圭介君） 学生合宿推進事業補助金ですけど、先ほど合宿などで使用できる宿泊施設が町内7施設と伺ったと思うのですが、具体的にそれどこかというの教えてもらえますか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、町内のこちらのほうで聞いている登録している施設ということで、お知らせさせていただきます。東喜家、松岡サウナ、つむろや旅館、禅の里笑来、駅前宿舎禅、晴れのちもつと晴れ、ラブとるズガーデン、以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。ございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 主要目的の中の46ページですけれども、さっき出ました期間限定でシャトルバスを走らせるというところですが、これ事業主体は商工観光課になるのですか。ここに書いてあります、酒蔵と道の駅が主体となり事業を進めると書いてあるのですけれども。

例えばこういうところは、軌道に乗ったのならの話だろうと思いますけれども、物産協会さんぐらいが、協会の会員は多分酒蔵さんもなっているのだろうと思うのですけれども、そういったところが事務局的な関係をしながらやるというのが、何となく理想なのでないのかなと思うのですけれども、いや、ずっと商工観光課さんがやっていくというのならそれでもいいのですけれども、民間をできるだけ活用しろという趣旨からいうと、そうなのかなと思うのですけど、いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） すみません。主要事業、主体となっております、これは地元酒蔵と道の駅を主にして、というふうに捉えていただければと思います。

それと、後のほうの質問でございますが、今回は初めての仕掛けということで行政のほうで県の補助を使いまして実証的に行うと。その後におきましては、どれぐらいの予算がかかるかを見まして、よりよいのがおっしゃるとおり、公共事業者や酒蔵さんとか、そういう民間事業者さんが協力の中でやっていただけるのが、よりよい形かなとも思いますので、そこら辺は今後実証をしながら検討させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 学生合宿推進事業のところと……、北陸新幹線のアイデアコンテストですね。

酒蔵周遊とあるのですけど、以前、どこの自治体も自分の町だけで、いろんな観光事業を対処しようという時代がありました。それでは駄目だと、やっぱ広域で見ていかないと駄目なんでないか、ということでそういう動きになってきたと思うのですけど、新幹線のこれになったらまたそういうのに戻ってしまうのかなと。

だから本当に、確かに町内には3つの酒蔵があつて、それに関連する施設もあるのですが、それだけでその魅力ができるのかということ、ちょっと違うのではない

かなど。私、酒飲まないなのでその辺は分かんのですが、本当は、必ずこういうときには広域で考える、もしくはそこに何か一つアクセントを入れる。酒に関係ない違うものを入れる、というようなことを考えるべきでないかなど、ちょっと思ったりしているのですが、そこはいかがですか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 周遊・滞在事業で今進めています広域の酒蔵巡りにおきましては、お酒の酒蔵さんの紹介、こういう冊子を1つ作っているのですが、広域で。酒蔵のほかに、行ったときに、その周辺にどういうものがあるのかとか、おつまみになるようなものとか、そういうふうなものも併せて巡っていただけるような、広いエリアを巡っていただけるような冊子を作って、広域でこの事業を進めておりますので、そういうふうな効果につながるのではないかというふうには思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、通告者以外の議員からの通告のあった案件に関しまして質疑はありませんか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

ないようですので、商工観光課関係で第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので次に、建設課関係、113ページから121ページを行います。準備よろしいでしょうか。

通告の回答を含めて補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、事前質疑に対する回答をさせていただきます。

予算説明資料115ページ右側をお願いします。また、あわせて、主要事業の49ページをお願いいたします。

旧国道416号の光明寺から中島にかけての消雪整備につきましては、これ議会からの要望、指摘があったことから事業化に至った経緯があります。

この路線は交通量がかなり多く、これまでにトラックが道路ののり下へ転落するなど、特に冬期間は事故が起りやすい道路となっております。また、令和3年1月の大雪を教訓に、県はこの路線を最重要除雪路線に位置づけましたが、どんなに豪雪になろうとも通行止めにする事なく、常時交通を確保する路線として、県と町が総力を挙げて除雪を行うこととしております。

しかしながら、冬期間における事故防止対策や、通行止めにする事なく確実な交通を確保する上では、機械除雪よりも散水方式による消雪のほうがより効果的で優れておりますので、消雪整備を計画したものであります。

なお、整備工事費の財源は社会資本整備総合交付金を予定しておりまして、その補助率は60%となっております。

次に、説明資料119ページ右側と主要事業は55ページになります。

急傾斜地崩壊対策工事の工期につきましては2年から3年はかかるものと思っ
ているところであります。

次に、説明資料120ページ左側、主要事業は57ページになります。

松岡西幼児園跡地の公園整備ですが、現在実施設計中であり、来年度繰越しを行
うこととしております。業務完了は7月末を予定しておりまして、その後、工
事を発注いたしまして、完成は令和7年3月を予定しております。

なお、耐震性貯水槽につきましては、先週の一般質問で答弁したとおり、設置
しないこととしております。

続きまして、右側の松岡公園維持管理諸経費であります。バーベキュー施設
につきましては、完全予約制といたしまして、来年度は——6年度ですね——建
設課で受付を行いたいと思っております。また、松岡公園内には下水道が整備さ
れておりませんので、公園登り口にある下水道へつなぐための工事費と、浄化槽
設置の費用を比較した結果、金額が安い浄化槽設置をすることにいたしました。

次に、支障木伐採工事につきましては、本町の景観計画に基づき、景観を阻害
している樹木や枯れた木の伐採、また枝打ちを行います。一番上の眺望園地の
下の段に芝生広場があります。そこからの見晴らしをよくするため、北側の斜面、
松岡小学校側になりますが、こちらの斜面を中心に伐採を行うこととしており
ます。

なお、松岡公園の利用実態調査は実施しておりませんが、松岡公園は全天候型
遊び場整備の候補地の一つにもなっておりまして、遊具の設置を検討している
ところでありまして、時期を見まして、必要であれば利用実態調査を実施したいと考
えております。

また、市街地を眺められる絶景スポットや、古墳群の紹介などと併せまして、
バーベキュー施設のオープン時期に、ホームページのグレードアップを行う予定
でおります。

最後であります。説明資料121ページの、志比塚団地バリアフリー改修工

事の段差解消の件であります。こちらは玄関から居室内に入る場所と浴室との段差は残りますが、ほかは居室内全ての段差を解消することといたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 消雪の財源のことで補足いたします。

今ほど建設課からは社会資本60%というご説明ありましたが、残りの補助裏40%につきましても合併特例債等の有利な起債を活用する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、通告の回答を含めた補足説明をいただきましたので質疑を許可いたします。

初めに、通告者の質疑を行います。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） バリアフリーの改修工事について質問します。

これは玄関のところと、浴槽部分の段差が残るということでしたけれども、玄関部分はスロープ等の措置は取るのかということと。

あと、町営住宅においてエレベーターがないところもあると思うのですけれども、そういった場合に、高齢者の方や障がいがある方というのは、例えば3階部分しか空いていない場合は、1階部分に3階まで上られる方がおられた場合に、部屋の交換などをして1階に行ってもらって、そこでバリアフリーという形での対応等もされるのかという質問ですけれども。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） まず志比塚の玄関部分は、入り口ドア開けて入ったところを指すのか、1階部分ですと、1階のその部屋行くまでに、道路の高さとしませず地面から何段か階段がありますね。そのスロープのことをおっしゃっているのかと思うのですけど、外？

○5番（清水紀人君） 入り口、中はフラットですから。

○建設課長（家根孝二君） 中はフラット？ 外の部分についてはスロープも考えたのですけど、逆につけるとちょっと狭くて危ないかなというので、手すりでも対応させていただきます。手すりを設置して。

あと、ほかの団地につきましては、これなかなか厳しいものがありまして、今のところ、エレベーターの設置は考えておりません。当然、越坂団地の六階建てについては設置してありますけれども。部屋の交換となりますと、やっぱり個人

的なこともありますので、一応頭には置いておきたいと思いますが、声かけもしてもいかがかなとは思いますが、なかなか難しいところがあるのではないかなと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 簡単に。

旧勝山街道の消雪ですけど、除雪対応のほうがコストパフォーマンスでよいのではないかとっているんですけど、要は、消雪が除雪で割安になるのか除雪のほうがいいのか。除雪で確かに何年か前に大きな混乱もありましたけど、それはもうそこら中すごい混乱が起きるということもあるのでどうなのかなと。

それと、7億7,000万かかりますけど、例えば井戸とかそういうのも含めて大体の見込みでしょうか。うちのところみたいに山側の人間は、水の確保が難しいから、消雪事業というのはまずあり得んのですね。吉野の谷は。そういうのから見ると、除雪で対応してそのほうが安いと言われると、ああそんなもんかなという思いでいるので、その辺はちょっと田んぼの中の道路を消雪にしているのかと僕は率直に思うので、その辺はどうなのか。

西幼稚園の公園の整備ですけど、進んでしまっているのはあれですが、保育園がやっぱり定員が多くなって大変な園もあると思います。これから先、子どもの数が本当に本町は増えないのか、そのことを考えるとどうなのかと。もう一つは、国策で政策が変わると少子化、単純にそういう方向だけではないように思いますが、そこらも見据えていろいろ考えてほしかったなと思うところですが。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） まず、光明寺から中島の消雪ですが、これはコスト的なことを言いますと、正直、消雪整備したほうが高くつきます。7億7,000万もちょっと高く、多めに見ています。当然、井戸を掘るお金とか、あとポンプ配電盤、これは全部含めての、ちょっと高めには見てありますけれども、先ほども私説明したとおり、とにかく令和3年の大雪のときには東西の主要道路、中縦はじめ、あと機能補償道路と呼ばれている道路、旧416ですね、今ほどの。あと、川を渡りまして勝丸線と。これが全て通行止めになったといったことから、例えば、永平寺町内もそうでしたが、タンクローリーが入ってこられないと。物資関係が入ってこられないということで、これは当然、勝山、大野も大変苦労したところでした。そこで取決めを行ったのが、町内はこの4本ある主要東西路線、これ

を、今言う416を何が何でも確保しておくといったことから、この消雪、先ほど言いましたが、除雪対応では必ずまた豪雪、大雪になればストップしてしまうと思います。やはり水の力を借りて道路を確保していきたいと思います。

ちょっと、暫時休憩をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時50分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

河合町長。

○町長（河合永充君） 全体的なトレンド、日本、また福井のトレンドでは子どもの数は減っていきます。これはいろんな推計からも出ています。ただ、永平寺町に目を向けますと、今、大体九十何人が生まれて社会増がずっとこの3年、4年続いていますので、6歳になって入学するときには生まれた子どもの数よりもやっぱり少し増えていく。

この前、皆さん視察行かれた綾部市と永平寺町との違いは、綾部市はどちらかというと高齢者の人の社会増が多いまちですが、永平寺町は若い世代の人が多いまちですので、その点、自然減ではやっぱり日本のトレンドというのは減っていきますが、この社会増を、踏ん張れば減り幅をちょっと落としていくことができるということがありますが、永平寺町は今そういう取組でやらせていただいておりますが、やっぱりこの社会増というのもどこまで踏ん張れるかというところがあります。福井県内でも今年は3か所だけが社会増で、あとは全部、社会も減、自然も減という、18市町では永平寺は3年連続社会増になっていますので、そういう点であります。

ただ一方、この地域、永平寺町内に目を向けますと、松岡地区が増えて、永平寺・上志比地区はやっぱり奥越と同じぐらいの人口減少率があるということで、この永平寺町内に目を向けても、いろいろなことがありますので、この後、えい住支援課がありますが、そういった点も見据えていろいろな政策を打っていているところですので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） あの豪雪のときには、志比堺でもしばらく道止まったのでなかったかなと思っています。あれ消雪のあるところですよ。だから、やっぱり

本当に本町は町内の除雪がすごくて、国道とか県道なんかの幹線道路の除雪がそれに追いつかないということで、止まってしまうということもよくあった状況があります。僕は本当にそういう意味では町内でね、町道の道路除雪については評価できる場所があると思います。

ただ、そういう中で、重要路線だからと言うのですが、下手に消雪があることで極端な大雪のときには道路が止まってしまうことも、どうもあるようなので、機械除雪のほうが本当は合理性があるのかなという思いはある。だからそれくらい、永平寺の除雪は僕すごいと思います。そこは評価していますよ。だからこそ、消雪だけのほうが道路の確保はしやすいのかなと思うところがあります。

それと、水の出るところと出ないところで消雪事業が変わってまいりますので、できる場所、できないところがあると思うのですが、それも大きい差がある事業だなということは言うておきます。

あと、公園の問題については、少子化の問題ですけど、どこかできちっと今の企業も含めて、労働の再生産をどうしていくのだということを、やっぱり労働者にもうけを還元するというので、乗り越えるというようなことを、方向性を示さない限り行かないですけど、この土地については僕、公園というより、本当に保育園が一番安全な場所やったと思うので、惜しいなと思うことでついつい質問します。よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、融雪と除雪のお話ですが、今回やろうとしているのが、ここのエリアと清流地区で、清流地区、実は30豪雪のときの除雪、あの真ん中の町道だけで30時間かかっていた、あそこは排雪する場所がないので真ん中は、やっぱり大きな通りは融雪ですることによって枝線を除雪で対応する、効率よく時間を縮減できるというのがある。

もう一つ、ここの路線についてはご存じのとおり、少し坂になっていて、吹きざらしになって凍結して、結構な割合で低い田んぼの中に車が落ちていて、スリップによって物すごく実は事故が多いところになっていまして、多分、雪が降っているのにそんなに飛ばさない、もう慎重に行っても坂とか吹きざらしでやっぱり凍結とかがあります。

もう一つ、上志比と、永平寺はずっと飯島のあそこまでですが、上志比からぬれたタイヤで入ってくることによって凍って、坂があんなになっていますので、ここは地元からの要望もやっぱり多い、そういった場所でしたので、今回、そう

いった点も含めてここをしていきたいなと思っています。

社会資本整備と、またいろいろな起債もしっかり工面しながらやらせていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 除雪の問題で言いますと、道路が荒れて車がスタックする条件に融雪剤散布というのがあります。ご存じですか。融雪剤をまくから、こしがなくなって雪に足がとられるというのですかね、スタックするという、そこらも含めてちゃんと見据えていける指示体制ができる、といいですねというのだけ言って、私の質問を終わります。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私は2本出してあります。そのうちの1点をお願いします。

120ページの松岡公園整備事業ですが、眺望がよく伐採するというので、市街地のほうね、松岡の小学校、そこらも少しあれで。私、あそこは、多分前も聞いたかもしれませんが、眺望を見るとズーッとパノラマ的に、早く言うと、もうちょっと福井市側のほうを、俗に言う上中やら間山やらあちのほうまで眺望効くはずですよ。だからそうすると、上がったときに本当に眺望がズーッとできるということで、ぜひそこらあたりの、それは個人さんの木があるということで、結構そこらあたりは大変な部分もあるのかもしれませんが、あそこはやはりあれだけの、ものの30とか40度の眺望よりも百何十度の眺望効くと大分違うので、ぜひそこらあたりは大変でしょうが、ちょっと骨折っていただければと思いますので、難しいかもしれませんがよろしくお願ひしたいと思います。それが1点です。ぜひそこらあたり。

それと、さっき全天候型の子どものさんの公園の事おっしゃってましたね。昔、僕らも遠足というと松岡公園というふうなイメージがあったぐらい、うちらですとあそこは歩いてきたあれもあるし、電車に乗って来たこともありおますが、だから、やはり全天候型のところで、今、グリーンセンターもありますけど、対岸のこっちはこういうのもあるのだよということで、私とすればそこらあたりも造りながらPRもしていただいて、そういうふうな誘客、地元の人でも利用できるというのを、ぜひそこらあたりの、ちょっとおっしゃってましたので、そこらあたりの計画も含めてどういうふうな考えを持ってらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 松岡公園、今伐採するところというのは、先ほど言った眺望園地から下の段のところですね。そこからですと、やはり松岡小学校もちよっと壁になるのかもしれませんが、あまり眺望的にはよくない。その上の段が特にすばらしいものがありますので。確かにあそこからの眺めは、左手のほうがちよっと遮られています。当然大きな松の木とか杉の木がありまして、それも個人の持ち物でありますので、今後そういったところ、一緒に上に上がって見るとか、そういったことから少しずつでも声かけをしていきまして、ぜひあっちのほうの眺望がよくなるよう努めていきたいと思えます。

あとの全天候型、こちらにつきましても、今、庁内のほうで、関係課のほうで集まりまして話を進めていますので、こちらぜひ、担当課としてみれば、まずは公園でひとつお願いしたいなと思っているところでもありますけれども、まだほかの場所も候補地ありますので、今後しっかりと検討していきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） ほか質疑ありませんか。

ないようですので、通告者以外の議員からの通告のあった案件に関しまして質疑はありませんか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私、ちょっと通告し忘れたというか、しませんでした、お願いします。

116ページです。一般道路のところは当然のように地区からの要望があるのですが、たしかこのときに、ご説明のときに、道路敷地内の分筆のところ、それから谷口3号線用地買収のところ、多分スクールバスの関係で出ているのではないかなとは思いますが、今はスクールバスが入ってきてあの当時、ちょっと私確認してないので申し訳なかったかもしれませんが、スクールバスがあそこでUターンするのか、そこらあたりどういう経路を取るのかも私勉強してないので大変申し訳ないですが、そういうところで、地元の方で2人ほど「あそこどうなっている？」と聞かれたこともありますので、例えばこの谷口3号線買収等の費用とかその分筆のところ、今の小学校のところ、それをやることによってスクールバスの安全性が保たれているのか、そこらあたりご説明いただくと助かるなと思って質疑をさせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） この谷口3号線ですが、国道416から志比小学校、ち

ようど正門といいますか、416から志比小学校に向かってあの正門、細い町道があると思うのですが、あそこは今までに隅切りが切ってなくて道路も狭いということもありまして、何回も保護者の方が、普通乗用車が脱輪というか落ちています。そういったことからまず隅切りの要望から始まって、あと拡幅と、そういった形で持っていこうと思います。スクールバスがそこを通るとか、そういったことで今拡幅するわけではありません。スクールバスはどこか違うところ……。

上のほうというか、そっちで子どもが降りて歩いてくるという形を取っていますので。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど、当初ちょっと説明があったか、昔、学校教育課のほうになるのかもしれませんが、あそこの旧谷口の農協跡のところは地権者も何人かいらっしゃるということで、それはお借りするという話がちょっとありましたが、あくまでもそういうことで、これは今ほどお聞きしました。ひょっとしたら私そのところかと思ったので、そこらあたり、例えばマイクロバスがUターンする場所とかそういうことかなと思ったのでちょっと確認しました。

そういうことでちょっと違かったということで、ぜひ、でもあそこは前から車で行くのが大変な道なので、今隅切りして拡幅できるというものであれば、地権者の方もいらっしゃいますのでなかなかあれですけども、よろしく願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかの質問ございませんか。

ないようですので、建設課関係の第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。15分から始めます。

（午後 3時04分 休憩）

（午後 3時15分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、えい住支援課関係、行います。

一般会計、土地開発事業特別会計と2回に分けて行います。

まず、一般会計予算説明書122ページから126ページを行います。

通告の回答を含めて補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） それでは、えい住支援課関連についてお答えさせていただきます。

移住定住促進事業について、主要事業は60ページ、予算説明資料は123ページ左側をお願いします。

U・Iターンの移住就職等支援金の補助開始年度と実績に関する質問についてですが、補助金の開始年度は、東京圏型が令和2年度、全国型は令和3年度です。各年度の実績は決算成果表でご確認ください。令和5年度実績は9件で、順調に増えております。

令和5年度実績、令和6年度計画の質問についてですが、移住就職等支援金の令和6年度の計画は7件です。住まいる定住応援事業助成金、5年度の実績は50件、計画では6年度計画は51件、永平寺・上志比地区住宅用地取得・住宅建築等助成金、5年度実績は5件、6年度計画は6件でございます。

PRの方法はというご質問ですが、不動産団体や金融機関向けのセミナーを開催し、町の支援制度について周知、ホームページや広報紙による周知を実施していきます。令和6年度は、デジタル通貨アプリを活用したバナー広告掲載を行い、年間を通じて町の魅力や住宅情報が得られるように取組を行います。また、子育て世帯向け新聞媒体や、新たにえちぜん鉄道車内広告を実施し、県内外の子育て世代をターゲットにしたPRをしていきます。

Uターンに特化した政策について考えてほしい。先日視察されました綾部市と比べてのご質問についてですが、綾部市と永平寺町の比較については、地理的条件の違いもあり転入傾向について違いはあります。令和5年の実績を分析しますと、永平寺町は綾部市と比較して若い世代が子どもを伴って転入し、世帯数も増加傾向となっております。また、平成27年は永平寺町から出ていく人のほうが101人多かったのですが、令和2年度では永平寺町へ入ってくる人のほうが5人多いということになっており、子育て世代への支援など着実に移住定住促進事業の成果が上がっております。

令和6年2月16日に福井県が発表した福井県の人口と世帯によると、人口増減率は、県平均のマイナス1.12%に比べ、町はマイナス0.71%と県内2位、社会増減率は、県平均のマイナス0.33%に比べ、町はプラス0.1%と県内2位で、県内市町でも社会動態がプラスになっているのは、坂井市、あわら市と永平寺町だけであり、これまで実施してきた移住・定住施策が実績として現れてきております。

地理的条件の違いはありますが、数値としてほかの市町に引けを取らない実績はあると考えております。このよい傾向が引き続き持続するように、綾部市などほかの市町のよい事例を参考に施策を推進していくことはもちろんですが、永平寺町ではこれまでも、給食費の無償化、子育てサービスの充実をはじめ、テレビCMの作成、女性層をターゲットとした雑誌の連載特集記事の掲載など、県内市町に先駆けて住みたいと思われるまち、選択されるまちのブランドづくりに実施してきたところでございます。自動走行実証事業や大学連携事業などもメディアに積極的に取り上げられる、さらには防災まちづくりや在宅訪問診療所の開設など住みやすいまちというブランドができ、移住、定住につながっていると考えております。

現在、町への移住者はUターン者が多い傾向にあり、これまでも、お盆や年末時期など帰省シーズンを狙って移住、定住に関するチラシの各戸配布を行い、永平寺町にゆかりのある方々へのUターンを勧めております。さらに町公式LINEでの情報発信を行い、永平寺町に実家のある方のUターンにつながるよう努めており、他市町に引けを取らない施策を実施していると考えております。

次に、地域少子化対策事業について、予算説明資料は124ページ左側をお願いいたします。

補助金の令和5年度実績についてですが、結婚新生活支援事業補助金、実績は9件です。U29結婚新生活支援金、実績は11件です。令和6年度計画は予算説明書をご確認ください。

PRの方法という質問についてですが、移住定住支援事業で説明させていただきましたほか、成人のつどいにもチラシを配布しております。

次に、住宅支援事業について、主要事業は61ページ、予算説明資料125ページ左側をお願いいたします。

補助金の令和5年度実績、令和6年度計画についてですが、住み続ける福井支援事業補助金、実績10件、計画9件。木造住宅耐震化促進業務委託料、実績2件、計画10件。木造住宅耐震化改修促進事業補助金、実績1件、計画1件。ブロック塀等除却事業補助金、実績11件、計画10件。吹付アスベスト調査事業補助金、実績1件、計画1件。空家適正管理支援補助金、実績1件、計画1件。空き家家財処分支援補助金、実績2件、計画4件。空き家等情報バンク登録奨励金、実績8件、計画10件。空き家家賃支援事業補助金、実績3件、計画2件。

PRの方法はというご質問ですが、移住定住支援事業で説明させていただきます

したPRに併せて実施していきたいと考えております。

木造住宅耐震化の促進に向けた具体的な施策はというご質問ですが、一般質問で長岡議員の質問にお答えさせていただいております。

伝統的な古民家の耐震化について大丈夫かというご質問ですが、補正予算審議の中で金元議員の質疑にお答えさせていただいております。

空き家対策事業について、主要事業は62ページ、予算説明資料123ページ左側、125ページ左側をお願いします。

移住促進に向けた空き家解体及び撤去の意味はというご質問ですが、空き家を解体した後の土地を移住希望者が取得することで移住促進につながっていくということで、このようなケースでは空き家解体費用の一部を補助金として支給しております。

民間事業者、その他団体との協力関係の状況はというご質問ですが、一般質問で川崎議員の質問にお答えさせていただいたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

まず初めに、通告者の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私、何点か質問出していますが、1つは住宅支援事業、主要事業61ページですが、伝統的民家の保存と言うのですけれども、本町の耐震は8割されていると言うのですが、福井地震以降に建ったうちが旧松岡では多いですし、さらに周辺地域に行くと伝統的な建物の景観というものもあるくらいですから、やっぱり昔の田の字の1階の潰れやすい状況があると思います。そこらを重点的にどうしていくかということは、特別の計画を持って進めていかないと進まないのではないかと。確かに新しいうちが建って、そういう人たちが絶対数を超えるということがあるのかもしれませんが、そこはもう少し大丈夫かということ投げかけて、具体的な取組にどう踏み出すのかはやっぱり聞きたいと思います。

それに、空き家対策で町内全ての家屋を調査するという、これは意気込みとしても評価できると思うのですが、さきに視察した綾部市でも、業者と一緒に徹底して調査して、活用できるものは活用してきた。別のところでは、区画整理事業で宅地開発も450軒ぐらiyorっているといったかな。それ以外の周辺地域は空き家活用も徹底して進めてきたという話です。ほんで過疎でもにぎわいをという

ような取組をやっていると思うのですが、そういう意味では、もう少しどうしたら進むのか、なかなか大変なところはあると思うのですが、具体的に見えるといのかと思うところでは、

宅地造成は特別会計のところでは言ったほうがいいですかね。――はい。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 伝統的な古民家につきましても補助の要綱はございます。この補助要綱につきましても、現行190万円と補助率が80%になっておりますが、令和6年度からは補助率100%で237万5,000円の補助となります。補助率、補助の拡充と、また令和6年度から再開をする予定であります、戸別訪問の中で耐震を進めていただくよう、消費者の方に働きかけていきたいと考えております。

また、空き家につきましては、現在、区長さんに調査をしていただいております。その結果を基に、空き家の所有者に意向調査をまずやろうと思っております。さらに、建物の健全性を調査しまして、その中で活用可能な空き家について問題点などを専門家、宅建業界ですとか建築士会、司法書士会などと連携をしまして問題点を解決して、老朽になる前に利活用できるように、進めていきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 空き家の活用の問題で言うと、例えば350軒あると、そのうちの3分の1活用できるとしたら、これは100軒以上の宅地開発ができたのと同じことにもなりますから、そういう意味では、考えによっては非常に効率的で投資効果も大きいのかと思います。その辺はやっぱり握って離さない、そのためのえい住支援課ですから、そこは力を発揮していただきたいと思っております。しかし、なかなか個人の持ち物にいろんな話を仕向けていくのは大変なところもありますけれども、そこは頑張っていただきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） なら、ちょっと抽象的になって申し訳ないかもしれませんが、123ページの移住定住、それから地域少子化のところでは、いろんな形で実績があるということでお伺いして、県内では結構というのか2番目ということで、非常にその取組については、成果があったのではないかとこのように思っております。

そこで、私、そのPRの仕方いろいろお聞きしました。今までに結構、町長が

なられたテレビとかね、それから、いろんな雑誌とかそういうもの、それが結構記事になったということ、それから全国的には自動走行もちょっと記事になりましたけれども。それと、ちょっと古い例ですが、鶴瓶の永平寺中のあれが、やはりあれするともう全国的に広がるわけですね。それとか、スイーツでも永平寺のほうでちょっとあれになったら、今は行列に毎朝並ぶという感じになります。だから、何か違う形もひょっとしたらありかもしれませんが、やはり全国的に永平寺、永平寺というブランドはありますけれども、何かそういうふうなことをあの手この手でPRできることはないかと。

少子化のところでは、私、この前テレビ見ていたのでは、例えば島根県の銀山のおそこがぱっと注目されたら、それがぱっと広がってしまうとか。ちょっとしたことのあれが全国的になりますので、大変でしょうが、あの手この手の全国版がやっぱりあると思うので、そこらを模索するのもいいのでないかなと。そこで関心さえ持てば、例えばヒットすればそこから入っていけるわけですね。だからその全国版でいかに載るか載らんかがひょっとしたら、この移住定住でなくたっていいですよ。だからそこらあたりの模索は、先ほどの商工観光課も含めてやはり必要やと思うので、あの観光大使もいますけれども、そこらあたりとかもうまく活用できないかと思うので、何かそういう考えがもしもあつたらちょっとお聞かせできればと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおりで、先ほどちょっとありました平成27年度には100人出ていくまちでした。ただ、そのときには既に給食の無償化もやっていましたし、清流地区もしっかり整備をされている中で100に出ていくまち。じゃ、どうしたらいいか。やっぱり今おっしゃられたとおり、いろんな角度でこの永平寺町のブランドを発信する。

よく中学生の皆さんとお話しするときに、最初、「禅ってどういうイメージ？」って聞いたら、おじいちゃん、おばあちゃんのイメージ。それからやっぱり禅ブランドの中で、例えば海外の人が来る、また最先端の自動運転をやる。それを広報紙だけではなしにいろんな媒体とかメディアがやっぱり発信してくれることによって、今おっしゃられた、どこかへ移住しようかなとか家を建てようかなと思ふときの選択に永平寺町が入ってきて、そして、いろんないい立地の市町ありますが永平寺町が選ばれる、そういった流れがやっぱりできてきて。

これ何度か皆さんにもお話ししていますが、この選ばれるまちになるために戦

略的な情報発信というのは、この数年来ずっと続けてきておりまして、その中でこのブランドイメージをやっぱり変えていくということが、今結果になって出てきているのかなと思っております。

引き続きまた、えい住とか、このサービスをやっている、これはもちろん発信をしなければいけないのですが、おっしゃるとおり、いろんところで引っかかったときに、「じゃ、永平寺町はどんなサービスをしているの？」と見たときにそういうものがヒットしていくという、そういったことが大事だなと思っておりますので、引き続きこういった戦略で進めていきたいなというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、通告者以外の議員から通告のあった案件に関しまして質疑はありませんか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

ないようですので、えい住支援課関係、一般会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、次に、議案第13号、令和6年度土地開発事業特別会計予算について、を行います。

資料は特別会計予算説明書21ページから22ページです。

通告の回答を含めて補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） それでは、お答えさせていただきます。

主要事業は63ページで、特別会計予算説明資料21ページ左側をお願いします。

一区画の面積と予定販売額についてのご質問ですが、一区画の面積は75坪を予定しております。予定販売価格は、近隣で実施した宅地造成地分譲価格を勘案して検討したいと考えております。

次の候補地があるのかというご質問ですが、各地区の区長会で宅地造成工事の提案をお願いしております。地域からも提案をいただいております。土地の形状や区画割、土地の規制について確認を進めております。地権者の了解、関係機関との協議が取りまとまった段階でご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

まず、通告者の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は土地開発事業の特別会計については非常に期待をしているところです。これでは3区画の区画でした。それは寄附された土地ということで、全体としてそういう候補地を探すのにはないかということをお各区长さんにも呼びかけているという話ですけど、私は、もう一歩進めていかないと次の事業には進みにくい面があるのではないかと。特にそういうところでは、行政のここがいいと思うところを示しながら、例えば学校の近くとか、学校まで歩いて何分とか駅まで何分とかという条件のいいところで開発を提案する、そういうこともこういうまちではこの時代にやっぱり必要ではないかと。

もう一つね、これ一般質問のつもりで言っているのではないですけど、上志比というとあまり過疎のイメージがないですね、私の中には。身近なところですし、交通もいいですね。ほんでも何でやろうということを見ると、僕らみたいにそうやって思ってしまう人間がいる以上は、特別に力を入れないとなかなか目が届かないということもあるので、やっぱり行政から仕掛けることも含めてぜひ考えてほしいと思います。

旧吉野ではそういう提案もして、それに応えてもらえた西野中でそういう、もうみんなが地面を出し合おうということを出し合っただけでできた宅地造成でしたから、本当に地域の協力が欠かせませんが、ぜひね、その辺を積極的に提案して行ってほしいと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 区长様に宅地造成の候補地お聞きしておりますが、いろんな情報をいただいております中で、連携協定を結んでおります宅建協会のほうとそのような情報共有しながら、活用できるか、宅地造成できるかどうかというところを検討しているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ前にお話ししたことあるかと思いますが、上志比・永平寺地区の中で不動産屋さんとか、民間業者に開発をしていただく場合、そのある程度赤字部分を町が補填するので開発をしてほしいと、それはそのエリアに応じて町が設定するという設計をつくれないうことかと。実はこれやっているところが全国にも何か所かありまして、ちょっと勉強しながら不動産屋さんとかえい住支援課が

話をした中で、不動産屋からそれでも厳しいという、そういった意見をやっぱりいただいたのも現実です。

じゃ、それができないのならどうしようかということで、例えば宅地造成で寄附をいただきましたけど、それに準じた近い提案とか、そういったいろいろなことは積極的に耳を傾けていってというところで、本当に僕が思っても、今のえい住支援課、物すごくフットワークが軽いなと思っていまして、そういうふうにやっています。

ただ、そういうお話があっても、これまでいろいろ経験積んできて、ただ、一区画に400万、500万かかってしまうと、これは町民の皆さんの理解を得られるかどうかというのがあります。ただ、いかに開発できて安く、そして町民の皆さんに負担をかけないやり方かどうかというのは本当に今やっていて、また、今はまだ表に出せないけど、いろいろな情報もやりながらやっています。ただ、企業誘致とか宅地造成、僕のところにもいろんな情報も上がってくるのですが、なかなか達成までは、途中で、やっぱりこれ駄目だねというのは多いことになる。これについてはいろいろな方々から、やっぱり投資がありますので、いいところまで行っても最後にちょっと駄目とか、そういった話もあります。ただ、引き続き、それはえい住支援課の実績とか経験になっていまして、またいろいろなそういった人脈も広がってきていますので、また積極的に取り組んでいきたいなと思います。

ちなみに、上志比の清水については今3区画ですけど、地権者さんが個人的に2区画を販売されてしまったので、町としてはあそこへ5区画入ってくるという、3区画売れなければいけません、5区画の宅地分ができるということで期待もしているところですし、また、そういったエリアにしっかり宅地造成できるように話も進めていっているところです。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 西野中の宅地造成のときには最低でも100坪以上になりました。最高130坪ぐらいあったと思います。

私たち地元の人間が考える宅地に伴う土地の面積の考え方、草生えるのが面倒くさいで狭い方がいいというのが、この辺の我々の考え方みたいですね。ところが都会から移住してくる人は、空き家というのは広いです。その周りの土地も含めてまた広いです。これに魅力を感じて来るといっているのがあると思います。だから、あまり固定観念にとらわれずに、宅地開発なんかも考えていくといいのではない

かなということだけ言っておきます。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 県外の方は空き家を求められるケースが多くて、それは伝統的な民家もそうですし、大きなものでも比較的安く購入することができるので、求められることが多いのですが、県内の方で永平寺町に入ってくる方は、建物というよりは土地を求められてきます。その中で平均値を取りますと大体250平米が主流になってきていまして、若い方ですともっと、200平米ぐらいの面積でも建物が建てられるようになっている、そういうものを求められているという状況でございます。今回、清水の宅地につきましては75坪、250平米に設定をしようと考えているところです。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 最後に一言だけ。

西野中の宅地のときには合併直後でした。合併前から始まっていたのですが、そのときに来られた担当の課長は「まあ、山の中やでな。3年はかかるだろうな」ということを言われていました。何と、売りに出したら三月で完売でしたよね。3か月で。そういうことを考えると、みんな思っている以上に期待感がやっぱり、そういう一定程度まとまった、10軒とか15軒とかまとまった小規模宅地の売出しというのは、一定程度期待感があるということだけは、僕の感じとしてはあるのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、通告者以外の議員からの通告のあった案件に関しまして質疑はありませんか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

ないようですので、次に、上下水道課関係を行います。

一般会計、上水道事業会計、下水道事業会計と3回に分けて行います。

まずは、一般会計予算説明書127ページから128ページを行います。

補足説明があれば説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 一般会計については特に補足説明はございません。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 通告がございませんでした。

ないようですので、その他のこの関係で質疑ございませんか。

ないようですので、上下水道課関係、一般会計予算についての第2審議に付したい案件がありますか。

ないようですので、次に、議案第14号、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について、を行います。

資料は、企業会計予算説明書1ページから14ページです。

通告の回答を含め、補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、通告のあったものに関してお答えさせていただきます。

まず、企業会計予算説明書12ページ並びに主要事業説明書66ページ、上志比第1水源紫外線処理装置設置工事に関しまして、原因は浅井戸であるからなら、きちんとした井戸を掘ることは考えないのか。長期的に見るとそのほうが安心できるのではないかという質問でございますが、これまでもこの事業に関して概要については説明してまいりましたが、様々な可能性を検討した結果、紫外線処理装置の設置が最適であるという判断を基に事業を実施しているところでございます。

続きまして、企業会計予算説明書13ページ、主要事業説明書68ページ、五松橋橋梁添架連結管の改良工事に関しまして、布設替える耐震管は橋梁にも適しているのか。また耐用年数というご質問でございますが、逆に橋梁添架に適した管でないと設置ができませんので、経済比較等を考慮しつつ耐震管の選定を行ってまいりたいと考えております。また、公営企業法に基づき、水道管の耐用年数は40年となっております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） まず、通告者の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 上志比の第1水源紫外線処理装置設置事業ですけれども、この井戸ってたしか近年改修しましたよね。でなかったですか。掘り直したとかということではなかったですか。何か問題があつてというのはないという、ちょいちょい何かそういうことがあるように記憶しているので、浅井戸で出てくるような、検出されるような雑菌があるとしたら、それは本当に、川の向こうでは5、

000万かけて新しい井戸を掘るということですから、そんなのも含めて長期的な計画見通しの下にどうするかというのが、私にはちょっと分かりにくかったので質問したところです。何かあれば。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 議員さんおっしゃられることも理解はできます。

ただ、この周辺で新たに井戸を掘削整備という形をしたとしても、こういった指標菌が検出されないということも限りません。そういったところから、やはり今後の最善のため紫外線処理装置を導入させていただいて、当然井戸本体の適正な維持管理も行わせていただきながら、継続的に上志比地区の安心・安全な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 布設替える耐震管ですけれども、耐用年数が40年ということですが、その間、メンテナンス等、どういったことをするかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 定期的な点検は当然させていただきます。それはまずもっては目視的な点検、そこで異常ということが見つければ、詳細な点検をして速やかに復旧していくという過程となってまいります。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

ないようですので、次に、議案第15号、令和6年度下水道事業会計について、を行います。

資料は、企業会計予算説明書15ページから26ページで、通告の回答を含めて補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、下水道事業会計について、ご質問のあったものについてご回答させていただきます。

まず、企業会計予算説明書20ページでございます。

けやき台合併浄化槽の諸経費が計上されているが、一般会計での計上ではない

かというご質問でございますが、こちらにつきましては、本3月議会にて追加上程させていただいた、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例改正案の際にご説明をさせていただいたとおりでございます、下水道事業会計での計上となっております。

次、企業会計予算説明書19ページ並びに25ページ、松岡汚水中継ポンプ場2号汚水ポンプ整備修繕と、マンホールポンプ場ポンプ更新工事はそれぞれどのような修繕、工事かというご質問でございます。

まず、19ページの松岡汚水中継ポンプ場2号汚水ポンプ整備修繕につきましては、予防保全といたしまして、2号汚水ポンプ本体の内部部品などを取り替える分解整備、オーバーホール、そちらを行い、延命化を図ってまいる修繕でございます。

続きまして、マンホールポンプ場ポンプ更新工事につきましては、全部で7つの工事がございますので、地区ごとにその工事を挙げさせていただきます。まず松岡地区につきましては、志比塚にございます松岡6号マンホールポンプ場における、1号ポンプ更新工事でございます。次、永平寺地区につきましては、現在、ストックマネジメント計画に基づき社会資本整備事業を活用し行っております、永平寺地区内の主要機場5か所のマンホールポンプ場の電気、機械の更新工事でございます。あと、市野々地区における第1マンホールポンプ場の2号ポンプ更新工事でございます。続いて、上志比地区におきまして、中央処理区2号マンホールポンプ場、これ上志比中学校前にございますが、その1号ポンプ更新工事、次、同じく中央処理区の3号マンホールポンプ場、これ大月地区にございますが、そちらの水位計の更新工事、そして東部処理区の3号マンホールポンプ場、これ現在のシンフォニー、旧吉峰寺のキャンプ場の前にございますが、そちらの水位検知器の更新工事、そして同じく西部処理区の1号マンホールポンプ場、これ浅見地区になりますが、そちらの水位検知器の更新工事、以上の7工事となりまして、分解整備の修繕のほうはあくまでも延命化、マンホールポンプ場のポンプ更新工事は取替えを行って、資産価値を上げるというふうなことでござっております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、次に、会計関係、一般会計予算説明書134ページから135ページを含めて補足説明を求めます。

会計課参事。

○会計課参事（池端時枝君） それでは、会計課関係について、令和6年度当初予算案に対する質疑通告の回答をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

予算説明資料135ページの左側をお願ひいたします。

会計管理事務諸経費で、全ての支払いや収納に手数料がかかるのかというご質問でございますが、令和6年度については、10月から給与等を除く支払いに係る振込に手数料がかかってまいります。この振込手数料のほかに、集配金手数料も4月からかかってまいります。

手数料の単価につきましては、主要事業説明書76ページのほうにお示しをしております。これらは県内各自治体とも同一時期開始で同一単価でございます。ただし、今回の手数料単価等は令和7年3月末までのもので、令和7年4月からの各手数料等については、今後、福井銀行と協議をしていく予定となっております。

以上、会計課関係の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

まず、通告者の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということは、一般業者に払うときには手数料かかってくるということですね。

あと、税金の、いわゆる我々が納めるときにはかかってこないということで理解すればいいですか。

○議長（中村勘太郎君） 会計課参事。

○会計課参事（池端時枝君） 令和6年度につきましては、収納のほうに関する手数料はかかってまいりません。

あと、税金を納めていただく納税義務者の方にも手数料はかかってまいりません。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですので、通告者以外の議員から通告のあった案件につきまして質疑はありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 我々もちょっと土地改良のいろんな賦課金の収納でこれから

このお金がかかるということで非常に悩んでいます。どうしてなったのかということ、ゼロ金利政策が、マイナス金利もありましたけど、それで銀行の収益が極端に悪くなったということから、どこからか金を回収しなければいけないということで一斉に、本当はカルテルなのでないかと思うのですが、一斉にこういう手数料の導入が決まってきたと思うのですね。

ただ、今話聞いていると、令和7年4月からは銀行と協議というのは、まだこれで固定的に確定してしまうというわけではないという捉え方でいいですね。

○議長（中村勘太郎君） 会計課参事。

○会計課参事（池端時枝君） そうです。そのとおりでございます。6年度については振込に係る手数料のみかかるということで、来年度は、また収納のほうとか、あと手数料が上がってくるとか、そういうところもあるかもしれないので、その辺は福井銀行さん、あと各市町のほうとも相談をしながら進めていきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、会計課関係で第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、次に、消防本部関係、200ページから207ページを行います。

通告の回答を含めて補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、消防本部関係、通告の回答をさせていただきます。

まず、主要事業につきましては97ページをお願いいたします。予算説明書におきましては205ページをお願いいたします。左側をお願いいたします。

消防団体制の整備事業といたしまして、団員確保の先細りは目に見えている。他の都道府県などで画期的な運営で持続可能な体制を築いている事例などはないものかというご質問でございますが、本町におきましては、大学生、看護師、役場職員などで構成されています、機能別団員は増加しております。特に自主防災組織のリーダーで構成されております、大規模災害時活動支援員につきましては、

県のモデルに指定されているなど県内外から注目されております。さらに令和6年度からは、退団された経験豊富な消防団員の方に対しましても募集を行い、知識、技術などを継承していただき、その他の入団促進もお願いし、消防団体制の整備と充実強化を図っていきたくと思っております。

続きまして、「退団した消防団員に対しても募集を行い、再入団してもらおう」とある。求める再入団員の人数、また、本部団員の増員を図る増員数というご質問で、現在の実員数は定数に満たしてはおりません。定数に近づけるよう入団促進に努めます。本部の団員につきましては、現在3名で運用をしております。分団長級を積極的に登用させていただきまして、指揮、指導、広報など重要な役割を担っていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、OBの機能別団員への再入団の促進、これによる報酬増1,400万円の根拠ということで、予算計上させていただきました消防団員の報酬の内訳としましては、年間報酬及び出動報酬、令和6年度の消防団体制の整備事業としての、新入団員及び再入団員の報酬も含まれております。退団された消防団員の再入団につきましては、受皿を広げるため、地元分団または機能別団員のどちらかを選択していただきたいと思いますと思っております。

消防団員の報酬1,411万9,000円の内訳としまして、年間報酬が911万4,000円、出動報酬が500万5,000円でございます。団員の年間報酬は3万6,500円、機能別団員の年間報酬は4,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

まず、通告者の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 再入団のその団員の皆さんの具体的な数を、どれくらいの規模かというのを聞きたいです。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 現在、消防団員数356名でございます。定数が412名でありますので56名の減となっておりますが、それに近づけたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

ほかございませんか。

ないようですから、通告者以外の議員から通告のあった案件に関しまして質疑はありませんか。

ないようですので、その他質疑はありませんか。

ないようですので、消防本部関係で第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 暫時休憩します。

(午後 4時05分 休憩)

(午後 4時05分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま審議の途中ですが、本日はこれを持ちまして延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

なお、明日3月13日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 4時06分 延会)